

新型コロナウイルス感染症対策に
かかる振り返りについて
(資料編)

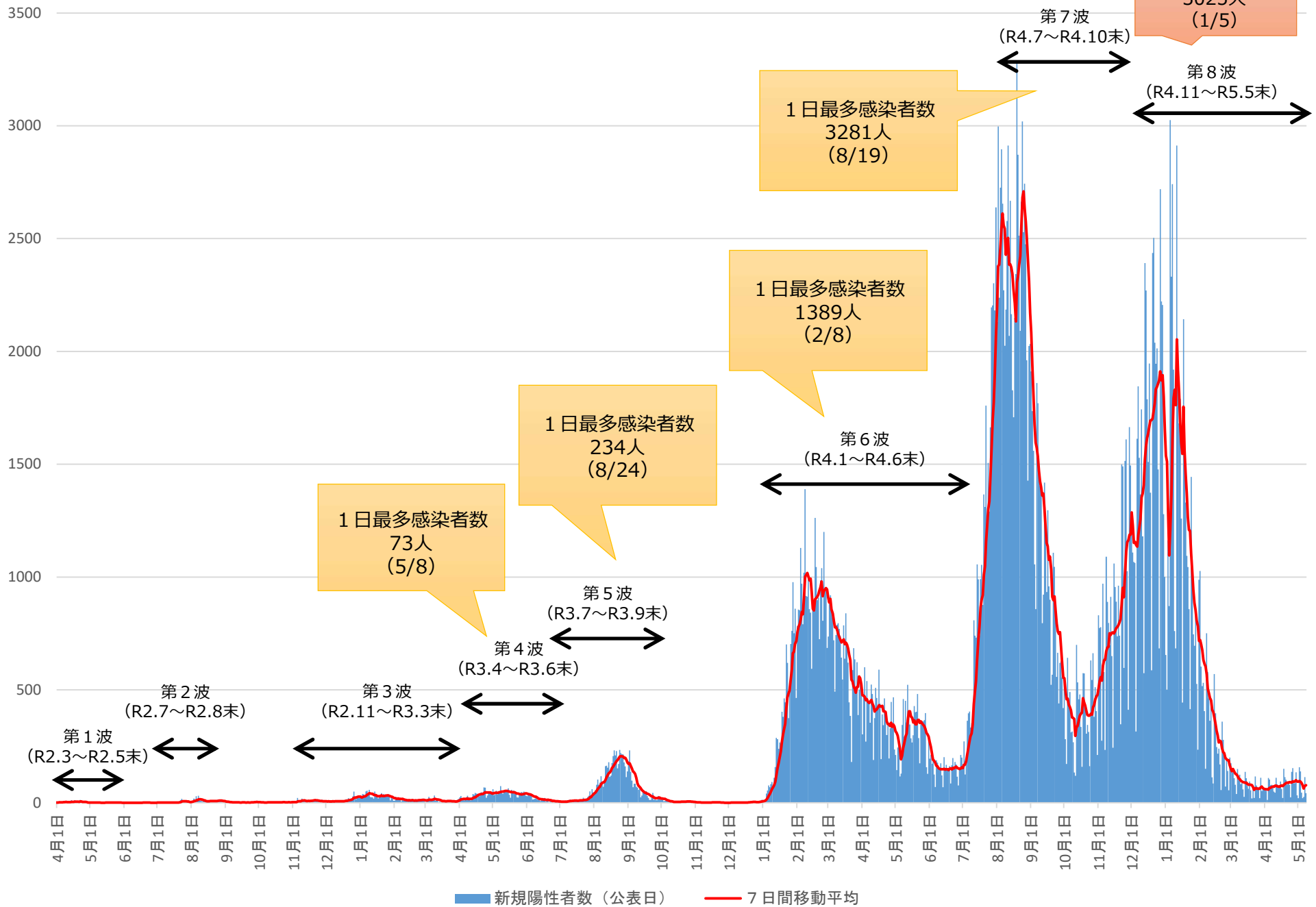
令和5年(2023年)〇月

滋賀県

目 次

1 感染動向等	1
2 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議開催概要	2
3 新型コロナウイルス感染症対策協議会開催概要	9
4 本編記載事業に係る資料等(上記資料および本編掲載資料に係るものを除く。)	11
(1) 感染拡大防止策	11
① 積極的疫学調査	11
② 検査体制	12
③ 施設等への支援	14
④ 感染状況の公表等	15
⑤ ワクチン接種の推進	18
⑥ 新型インフルエンザ等対策特別措置法による感染拡大防止策等	19
(2) 医療提供体制	92
① 入院医療体制	92
② 外来医療体制	93
③ 宿泊療養体制	94
④ 自宅療養支援	109
⑤ 資機材の確保・供給	129
⑥ 医療従事者への支援	130
(3) 経済・雇用対策	131
① 社会経済文化活動停止期	131
② 社会経済文化活動両立模索期	144
③ 社会経済文化活動両立確立期	207
(4) 教育・生活支援等	221
① 広報・広聴	221

滋賀県 第1波～第8波の流行曲線(公表日)



滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催概要

日 付		概 要
第 1 回	令和 2 年 1 月 29 日	① 新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者等の発生状況等の共有 ・ 医療体制の確認および注意喚起 ・ 連絡体制の確認、相談窓口の開設 ・ 県民の皆様へのメッセージ
第 2 回	令和 2 年 2 月 4 日	① 新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑い例の定義の変更 ・ 医療体制の変更(帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来を新たに設置等) ・ 県民の皆様へのメッセージ
第 3 回	令和 2 年 2 月 25 日	① 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本方針等を踏まえた県民の皆様へのメッセージ ・ 県が主催するイベント開催の考え方と開催時の対策
第 4 回	令和 2 年 2 月 28 日	① 新型コロナウイルス感染患者の濃厚接触者について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で新型コロナウイルス感染患者の濃厚接触者が初めて確認されたことなどを踏まえた県民の皆様へのメッセージ ・ 公の施設における新型コロナウイルス感染症対策の方針(国からの方針等を踏まえた休館の対応を検討)
第 5 回	令和 2 年 3 月 5 日	① 新型コロナウイルス感染患者の発生について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で初めて感染者が確認されたことを受けた県民の皆様へのメッセージ ・ 中小企業者の資金繰り支援のための金融機関への要請
第 6 回	令和 2 年 3 月 12 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の皆様へのメッセージ ・ 新型コロナウイルス感染症にかかるイベント等の対応 ・ 県が備蓄するマスクを県内高齢者施設等へ提供 ・ 公の施設における新型コロナウイルス感染症対策の方針(休館や一部施設の利用停止等の措置を3月24日頃まで継続など) ・ コロナに負けないぞ!!子ども応援プロジェクト
第 7 回	令和 2 年 3 月 23 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の皆様へのメッセージ ・ 公の施設およびイベント等における新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる方針(県が主催するイベント等の開催の考え方と開催時の対策) ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急経済対策について

第 8 回	令和 2 年 3 月 31 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応 ・ 県民の皆様・学生の皆様へのメッセージ
第 9 回	令和 2 年 4 月 3 日	① 新型コロナウイルスに感染した患者の発生について ・ 県民の皆様へのメッセージ
第 10 回	令和 2 年 4 月 7 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言について ・ 国の緊急事態宣言を受けての県民の皆様へのメッセージ ② 医療提供体制について
第 11 回	令和 2 年 4 月 16 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言について ・ 滋賀県緊急事態措置の考え方
第 12 回	令和 2 年 4 月 21 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制の状況について ② 滋賀県における緊急事態措置の実施について ③ 休業要請に伴う臨時支援金の考え方について ④ 推進体制および総合対策の骨子について
第 13 回	令和 2 年 4 月 27 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 緊急事態措置後の状況について ③ 滋賀県新型コロナウイルス感染症総合対策(案)について ④ (仮称)新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金について ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策 滋賀県がんばる医療応援寄附の受付開始について
第 14 回	令和 2 年 5 月 5 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 滋賀県における緊急事態措置について (「滋賀らしい生活三方よし」の提唱)
第 15 回	令和 2 年 5 月 14 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型コロナウイルス感染症にかかる今後の対策について ③ 新型コロナウイルス感染症対策 支援強化月間の取組について
第 16 回	令和 2 年 5 月 29 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 6 月 1 日以降の対応について ③ 今後の検査体制・医療提供体制について
第 17 回	令和 2 年 6 月 22 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 今後の医療提供体制について ③ 新型コロナウイルス感染症に対する振り返りと今後の方向性(骨子案)について
第 18 回	令和 2 年 7 月 17 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージの判断と対応について
第 19 回	令和 2 年 7 月 27 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 8 月 1 日以降の対応について

第 20 回	令和 2 年 7 月 31 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請について
第 21 回	令和 2 年 8 月 7 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
第 22 回	令和 2 年 8 月 28 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② クラスターの発生状況に係る分析について ③ 支援充実強化期間の取組について ④ 「新型コロナ人権相談ほっとライン」の開設等について ⑤ 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 9 月 1 日以降の対応について
第 23 回	令和 2 年 9 月 10 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 外来診療・検査体制の見直しと更なる拡充に向けて ③ 「新型コロナウイルス感染症対策にかかる振り返りと今後の方向性」について
第 24 回	書面会議	① 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 9 月 19 日以降の対応について
第 25 回	令和 2 年 10 月 15 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の見直しについて ③ 新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害等への対応について ④ 県内経済の状況について
第 26 回	令和 2 年 10 月 29 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 季節性インフルエンザの流行期に備えた外来診療・検査体制の整備について ③ 入院医療体制等の見直しについて ④ その他 ・ 「もしサポ滋賀」導入店舗における新型コロナウイルス感染防止策 取り組み事例
第 27 回	令和 2 年 11 月 17 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について ③ 年末年始の感染対策について ④ その他 ・ LINE 新型コロナ対策パーソナルサポートメニュー見直しについて
第 28 回	令和 2 年 12 月 15 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく当面 12 月未までの対応について

第 29 回	令和 2 年 12 月 25 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく当面 1 月 11 日までの対応について ③ 新型コロナウイルス感染症を含む年末年始の相談・医療提供体制について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について
第 30 回	令和 3 年 1 月 5 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について
第 31 回	令和 3 年 1 月 13 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について
第 32 回	令和 3 年 2 月 5 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について ③ 新型コロナウイルスワクチンの接種の推進について
第 33 回	令和 3 年 2 月 26 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について ③ 入院医療体制等の見直しについて ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について ⑤ 感染拡大地域における一斉・定期的な検査実施の考え方について ⑥ 緊急事態宣言の再発令により影響を受けた事業者への支援策について
第 34 回	令和 3 年 3 月 29 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針について ③ その他 ・ 新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】
第 35 回	令和 3 年 4 月 2 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について
第 36 回	令和 3 年 4 月 15 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について
第 37 回	令和 3 年 4 月 23 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② ゴールデンウィークに向けた対応等について ③ ワクチン接種の推進について
第 38 回	令和 3 年 4 月 28 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② ゴールデンウィークにおける対応について
第 39 回	令和 3 年 5 月 10 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について

第40回	令和3年 6月18日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② コロナとのつきあい方滋賀プランに基づく対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第41回	令和3年 7月9日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について ③ 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断指標の見直しについて ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第42回	令和3年 8月2日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第43回	令和3年 8月6日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について（まん延防止等重点措置の適用、医療体制非常事態） ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第44回	令和3年 8月18日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② まん延防止等重点措置の適用期間の延長に伴う対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第45回	令和3年 8月26日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第46回	令和3年 9月9日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の延長等について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第47回	令和3年 9月24日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくステージ判断等について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第48回	令和3年 9月28日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく10月1日以降の対応について

第 49 回	令和 3 年 10 月 7 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくステージ判断と対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について ※ 豚熱に伴う滋賀県特定家畜伝染病対策本部第 3 回本部員会議と同時開催
第 50 回	令和 3 年 10 月 29 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくステージ判断と対応について ③ 保健・医療提供体制の整備について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について ⑤ その他 ・「ワクチン・検査パッケージ」に関する技術実証について
第 51 回	令和 3 年 11 月 25 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② コロナとのつきあい方滋賀プランの見直し等について ③ 今後の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の整備について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 52 回	令和 3 年 12 月 24 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 年末年始の感染対策の徹底について ③ 年末年始の相談・医療提供体制について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について ⑤ PCR 等検査無料化事業について
第 53 回	令和 4 年 1 月 4 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくレベル判断と対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 54 回	令和 4 年 1 月 7 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくレベル判断と対応について ③ 今後の医療提供体制について
第 55 回	令和 4 年 1 月 14 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について (医療体制非常事態) ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 56 回	令和 4 年 1 月 21 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 第 6 波・オミクロン株の感染流行に対応した医療提供体制について ③ 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応等について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について

第 57 回	令和 4 年 2 月 7 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「滋賀県コロナ対策重点措置」について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 58 回	令和 4 年 3 月 28 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 濃厚接触者の特定・行動制限および積極的疫学調査について ③ 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 59 回	令和 4 年 4 月 25 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について ③ 今後の保健・医療提供体制について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 60 回	令和 4 年 6 月 1 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について ④ その他 ・「今こそ滋賀を旅しよう！第6弾」について
第 61 回	令和 4 年 6 月 15 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるレベル判断指標の見直し等について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 62 回	令和 4 年 7 月 13 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくレベル判断と対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 63 回	令和 4 年 11 月 14 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づくレベル判断と対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 64 回	令和 4 年 11 月 25 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の見直し等について ③ 季節性インフルエンザとの同時流行を想定した保健・医療提供体制の整備について ④ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
第 65 回	令和 5 年 5 月 1 日	① 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について ② 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に伴う今後の対応について ③ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について

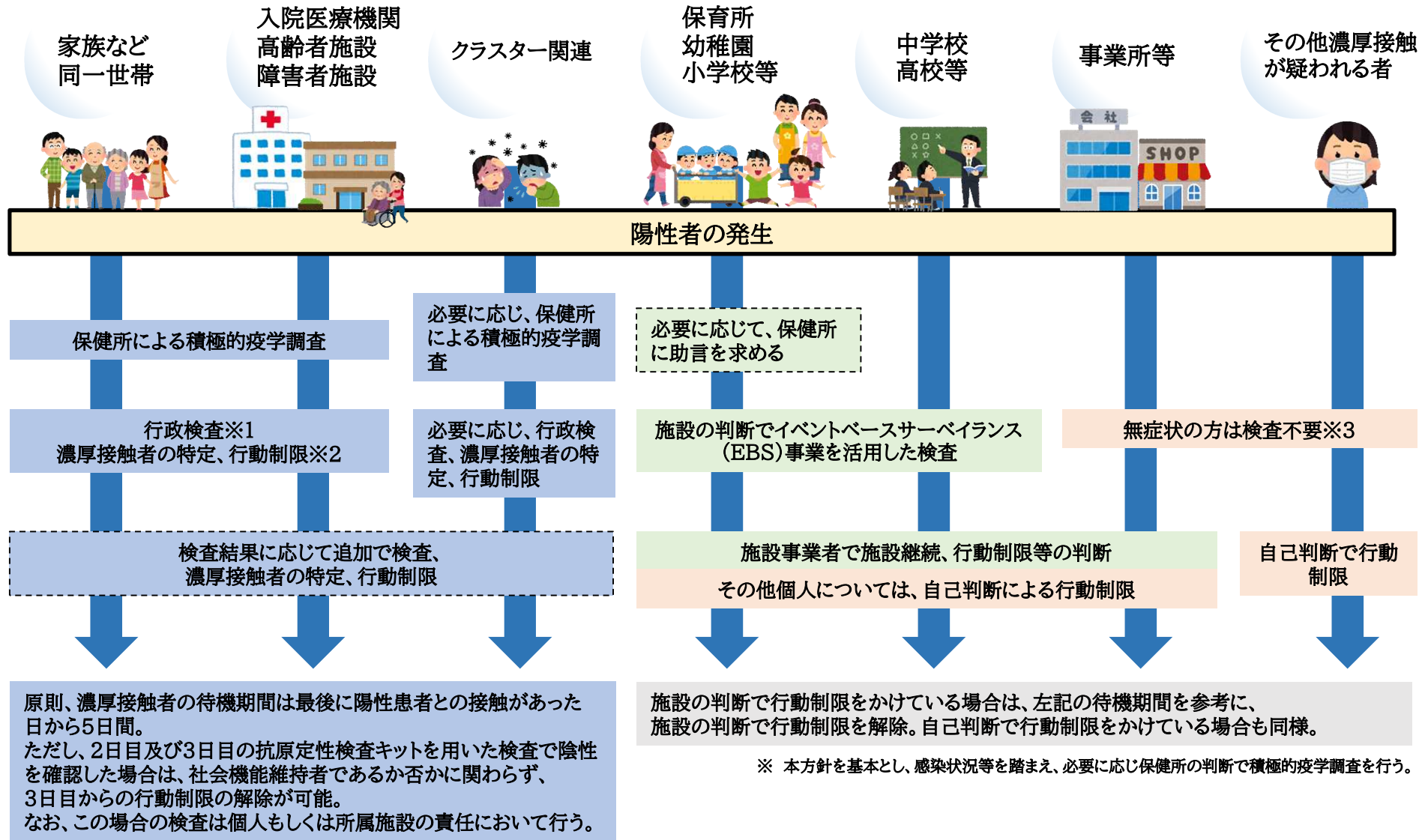
滋賀県新型コロナウイルス感染症対策協議会 開催概要

日 付		概 要
第 1 回	令和 2 年 4 月 7 日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 座長・副座長の選出 ・ 現状と将来予測について ・ 新型コロナウイルス感染症対策における入院医療提供体制について ・ (仮称)コントロールセンターについて ・ 地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策 (サーベイランス・感染症拡大防止策・医療提供体制)の移行について
第 2 回	令和 2 年 5 月 4 日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ PCR検査体制の充実について ・ 宿泊療養施設の医療提供体制について ・ 自宅療養者の医療提供体制について ・ 医療提供体制整備の現状について
第 3 回	令和 2 年 6 月 15 日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 外来診療(検査)体制について ・ 医療提供体制について ・ 宿泊療養施設について
第 4 回	令和 2 年 9 月 10 日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 外来診療・検査体制の見直しと更なる拡充に向けて ・ 入院措置等に関する現状と課題について
第 5 回	令和 2 年 10 月 29 日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 季節性インフルエンザの流行期に備えた外来診療・検査体制の整備 について ・ 入院医療体制等の見直しについて
第 6 回	令和 3 年 2 月 12 日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ ワクチン接種の推進について ・ 医療提供体制について ・ 外来診療・検査体制について

第7回	令和3年 4月22日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 医療提供体制の再構築について ・ 検査体制の整備について ・ ワクチン接種の推進について
第8回	令和3年 8月19日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 医療提供体制の強化について ・ 検査体制の整備について ・ ワクチン接種の推進について
第9回	令和3年 10月28日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 今夏の感染拡大を踏まえた今後の保健・医療提供体制の整備について ・ 検査体制の整備について ・ ワクチン接種の推進について
第10回	令和4年 1月17日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 検査体制の拡大について ・ 医療提供体制および自宅療養者への支援について ・ ワクチン接種の推進について
第11回	令和4年 4月21日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 今後の保健・医療提供体制について ・ 検査体制の強化について ・ ワクチン接種の推進について
第12回	令和4年 11月24日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 季節性インフルエンザとの同時流行を想定した保健・医療提供体制の整備について ・ ワクチン接種の推進について
第13回	令和5年 4月20日	新型コロナウイルス感染症に対する滋賀県の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染動向等について ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の医療提供体制について ・ ワクチン接種の推進について ・ 滋賀県感染症対策連携協議会(仮称)の設置について

県内における新型コロナウイルス感染症患者が発生した施設種別ごとの検査・調査について

(令和4年3月28日から実施)

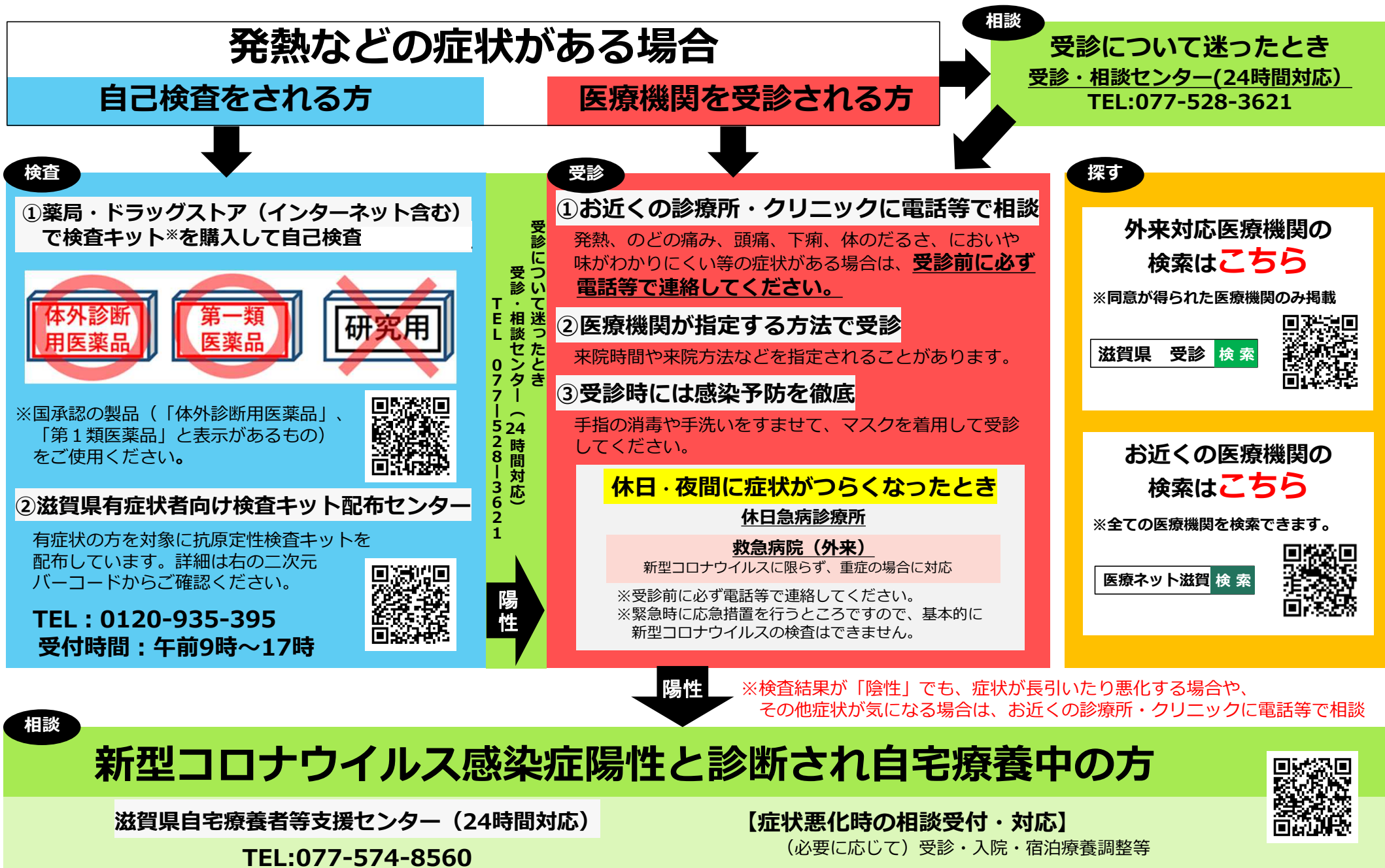


※1 高齢者施設や障害者施設においては、施設の判断でイベントベースサーベイランス(EBS)事業を活用した検査も可能

※2 濃厚接触者となった医療機関や高齢者施設等の従事者は、待機期間中においても一定条件の下、毎日の検査による陰性確認によって業務可能(一定条件については、別途事務連絡参照)

※3 発熱などの症状がある方は、医療機関を受診。検査を希望される場合は、検査キット配布・陽性者登録センターへ申込。

発熱などの症状がある方の相談・受診・自己検査について



PCR等検査無料化事業の概要について

1. ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

「ワクチン・検査パッケージ制度」(※)および感染状況に関わらず民間事業者が陰性の検査結果等を提示した方に対し割引や追加的なサービスを提供する等の自主的な取組に必要な検査を無料化

(対象者)

次に該当する無症状者

- ・ ワクチン・検査パッケージ制度または対象者全員検査および飲食、イベント、旅行・帰省等の活動のため、検査の陰性証明が必要な方

(県外住民含む。)

(実施期間)

休止中

※国の判断により大型連休等で再開の可能性あり。

(検査実施事業者)

- ・ 医療機関、薬局等のうち県において検査実施事業者として登録された者
- ・ ワクチン検査パッケージ等登録事業者のうち県において検査実施事業者として登録された者

2. 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大傾向時において、感染不安を感じる無症状者の県民に対し、知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき検査受検を要請し、これに応じて受検される検査を無料化

(対象者)

次に該当する無症状者

- ・ 感染不安を感じる県民

(滋賀県在住者。ワクチン接種、未接種を問わない。)

(実施期間)

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事が必要と認める期間

※令和3年12月29日～令和4年6月15日(終了)

令和4年7月13日(再開)～**当面令和5年3月31日まで実施**

(検査実施事業者)

- ・ 医療機関、薬局等のうち県において検査実施事業者として登録された者

※ 「ワクチン・検査パッケージ制度」

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など、感染拡大期において課される様々な行動制限を緩和できる方策として導入された制度で、飲食店や、イベント主催者等の事業者が、入店時等のワクチン接種歴または検査結果が陰性のいずれかを確認するもの。現在は行動制限等がないため実施していない。

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 概要

○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランス（EBS）を実施する

○実施期間

令和5年4月1日～令和5年5月7日

○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

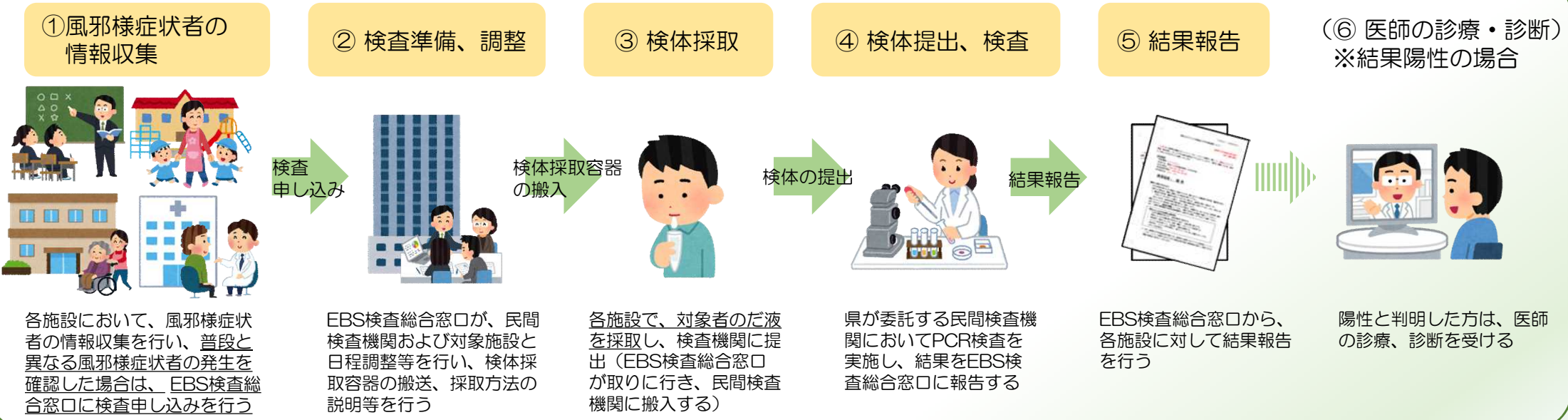
○検査基準

以下に示す指標を参考に、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合、該当するフロアやクラスを単位として広く検査を実施

1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者（37.5度以上の発熱または上気道炎（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳））がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合
2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、学校サーベイランスシステムにおいて、風邪症状者のアラートが表示された場合、または風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上のいずれかに該当する場合

なお、県が別途通知する場合においては、ユニットやフロア、クラス単位で1人以上の風邪様症状者（陽性者を含む）を確認した場合を検査指標とする（令和5年4月1日以降も本取り扱いを継続）。

○検査の流れ



新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和5年5月8日16時00分現在)

新たに県内で42名の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。
 これまでの県内の発生患者の累計は376,546名となります。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正により、令和4年9月26日より全国一律で発生届の対象を限定する
 取り扱いが適用されました。本県においても、令和4年9月12日付け 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「Withコロナの新たな
 段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」に基づき、9月26日より運用を開始し、9月27日より公表資料の記載内容を変更しております。
 (医療機関および検査キット配布・陽性者登録センターからの報告に基づき、日ごとの患者の総数および日ごとの患者の年代別の総数を公表いたします。
 なお、報告方法が変更されたことに伴い、居住地ごとの集計・自宅療養者数の集計は廃止しております。)

1. 本日確認された陽性患者の状況

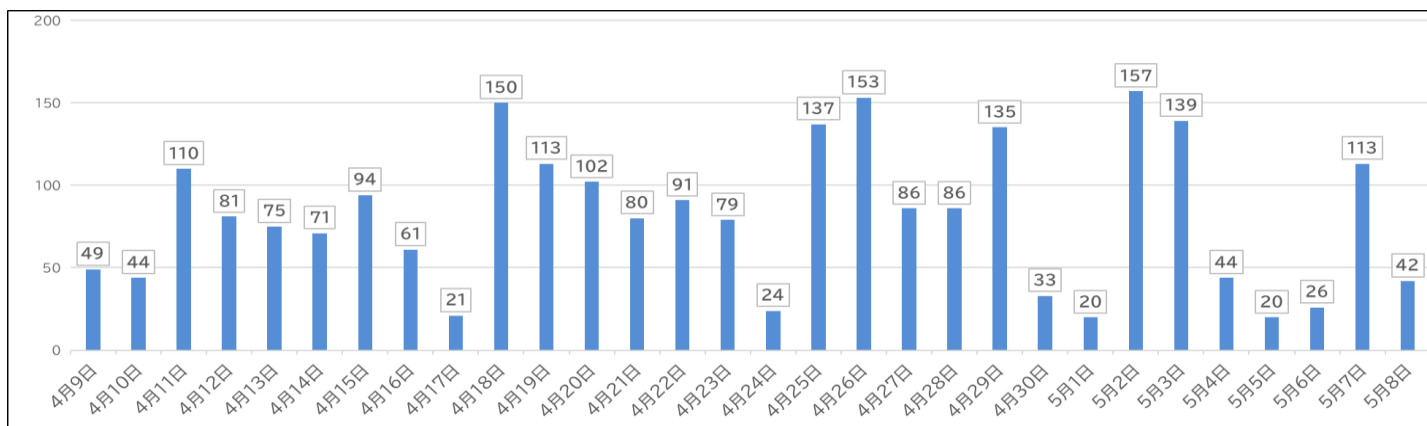
	10歳未満			10代	20代	30代	40代	50代	60代		70代	80代	90歳以上	合計
	0歳	1~4歳	5~9歳						60~64歳	65~69歳				
総数	0	3	2	4	6	8	5	4	7	1	0	2	0	42
①	0	3	2	4	5	8	4	4	7	1	0	2	0	40
②	0	0	0	0	1	0	1	0	0					2

- ① 医療機関で診断した新型コロナウイルス感染症患者数
 ② 検査キット配布・陽性者登録センターで登録した新型コロナウイルス感染症患者数

2. 現在の各指標の状況

現時点の確保病床の占有率※1	7.3%	※1現時点の確保病床の数、371床に対する割合
最大確保病床の占有率(レベル判断指標)※2	5.5%	※2最大確保病床数(ピーク時に確保予定である病床数)、491床に対する割合
うち重症者用病床の最大確保病床の占有率(レベル判断指標)※3	0.0%	※3最大確保病床数(ピーク時に確保予定である病床数)、52床に対する割合
直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数	38.3人	
直近1週間と先週1週間の陽性者数の比較※4	少ない	※4直近一週間の陽性者数が先週一週間に比較して多いか少ないか

3. 公表日別流行曲線



4. 県内病床の状況

	病床数	入院者数			空床数
		県内発生	内、重症者数	その他	
総数	371	27	26	0	344
前日比	0	▲ 1	▲ 1	0	1

現在の入院患者(県内発生)の年代・症状

年代	症状			合計
	軽症	中等症	重症※	
10歳未満	0	0	0	0
10代	0	0	0	0
20代	1	0	0	1
30代	3	0	0	3
40代	0	1	0	1
50代	0	1	0	1
60代	3	0	0	3
70代	2	1	0	3
80代	3	9	0	12
90歳以上	1	1	0	2
合計	13	13	0	26

※重症:ICUに入室または人工呼吸器・ECMO(体外式膜型人工肺)が必要

5. 県内宿泊療養施設の状況

	宿泊療養 部屋数	療養者数		その他	空数
		県内発生	県外発生		
総数	309	7	0	8	294
前日比	0	▲ 1	▲ 1	0	1

6. PCR等検査陽性率・検査数

直近1週間のPCR等陽性率※	21.0%	※報告受領件数(抗原検査を含む)に基づく陽性率 自己検査・無料検査は含まれません。
PCR等検査数(直近1週間分)	2,090件	

	検査数 (PCRおよび抗原検査の総数)
累計	1,418,976件
前日比	34件

7. クラスターの発生状況について(過去1週間)

クラスター名	発生市町	累計	公表日
介護関連事業所507	大津市	6人	5月7日

8. 本日確認された陽性患者の死亡について

本日、お亡くなりになった方の公表はありません。

お亡くなりになった方の累計は679名です。

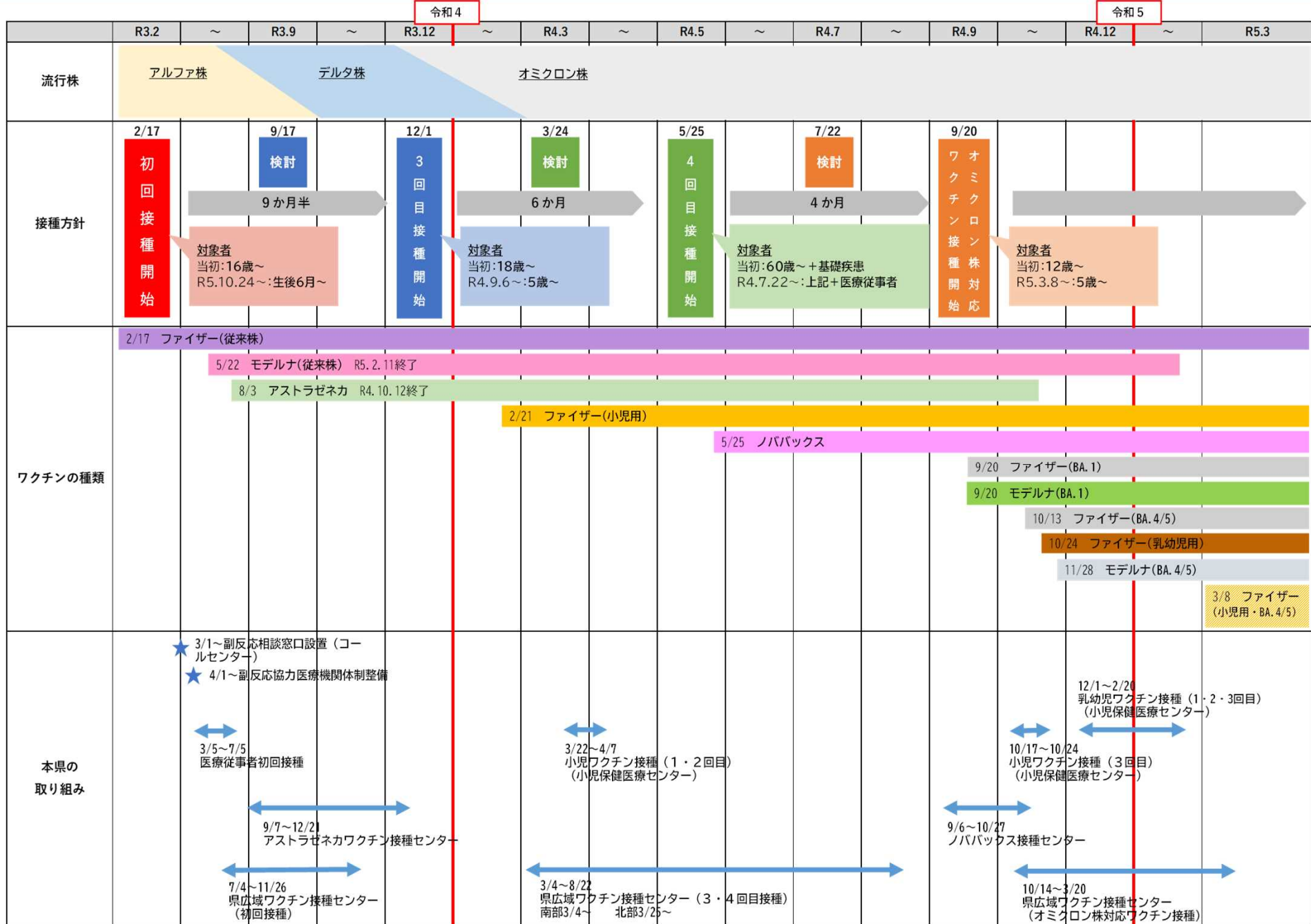
県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公開を行いますが、同第2項の規定により個人情報の保護に留意する必要があります。この情報の取り扱いに当たってはプライバシー保護に御配慮ください。

また、感染者を特定しようとする行為は、差別や嫌がらせにつながる恐れがあります。感染された方々やその御家族に対する配慮や思いやりの気持ちをもって行動していただきますよう強くお願いいたします。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、県民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。

新型コロナウイルスワクチンの接種経過

(令和5年3月現在)



(令和2年)

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(10月15日見直し)

各ステージの判断指標

■ステージ判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		特別警戒ステージ (ステージⅣ)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージⅡ)	滋賀らしい生活三方よし ステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)
		大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生、爆発的な感染拡大により、公衆衛生体制および医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	感染者の漸増および医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の散発的発生および医療提供体制に特段の支障がない段階
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合 病床全体	最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
	うち重症者用病床	最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
	②療養者数	人口10万人当たりの全療養者数 25人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 15人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 2人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 2人未満 入院+自宅+宿泊
体制監視	③PCR等陽性率	10%以上	10%以上	2%以上	2%未満
感染状況	④新規報告数	25人/10万人/週 以上	15人/10万人/週 以上	2人/10万人/週 以上	2人/10万人/週 未満
	⑤直近1週間と先週1週間の比較	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	-
	⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満

【参考指標】

・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況
・実効再生産数(Rt)

・入院患者受入病床の稼働率(ピーク時の入院患者受け入れ病床数)
・K値

・感染経路不明の患者数
・濃厚接触者を除くPCR等陽性率

感染拡大防止対策

■感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応

【対策移行のイメージ】

ステージ	特別警戒ステージ (ステージⅣ)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージⅡ)	滋賀らしい生活 三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)
呼びかけ	滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の実践			
要請	感染拡大防止対策の徹底			
	外出自粛 感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討			
	イベントの自粛 感染状況などにあわせ規模などを検討			
	施設の使用制限 感染状況などにあわせ、対象の地域・業種などを検討			

各ステージにおける感染拡大防止対策(例)

■対策例

滋賀らしい生活
三方よしステージ
～新しい生活様式の実践～
(ステージⅠ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の呼びかけ

注意ステージ
(ステージⅡ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく)

(例)

- 基本的な感染対策の徹底
- 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討
- マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認し、対策がとられていない施設については、利用を回避
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動

警戒ステージ
(ステージⅢ)

以下について要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく)

(例)

- 感染者が多数確認されている大都市等(京都、大阪など)への外出の自粛
- 府県をまたぐ移動の自粛
- 地域・業種を限定した施設の利用の自粛(例:●●地域の飲食店、など)
- 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」が未導入・未掲示の施設の利用の自粛
- イベントの開催自粛(一定規模のイベントを除く)
- 地域・業種を限定した施設の使用制限、営業時間の短縮等(例:●●地域の飲食店、など)
- 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」を導入していない施設に対して施設の使用制限、営業時間の短縮等

特別警戒
ステージ
(ステージⅣ)

以下について要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項または第45条第1項もしくは第2項に基づく)

(例)

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請(滋賀1/5ルール of 徹底)
- 府県をまたぐ移動の自粛
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限
- イベントの開催自粛

各ステージにおける県民の皆さまの生活イメージ



感染状況等に応じた感染対策を意識した生活ををお願いします。



生活のイメージ

滋賀らしい生活
三方よしステージ
～新しい生活様式の実践～
(ステージⅠ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を**実践**

(例)

【県民の皆様】

- ・ マスクの着用、こまめな手洗い、3密の回避など基本的な感染対策の徹底
- ・ 体調に違和感がある場合は、自宅で休養
- ・ 免疫力を向上させる健康づくり
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

【事業者の皆様】

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底
- ・ 「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の推進



注意ステージ
(ステージⅡ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を**より徹底**

警戒ステージ
(ステージⅢ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を**実践**

+

感染動向等に応じた**感染対策**

(例)

【県民の皆様】

- ・ 感染者が多数確認されている大都市等(京都、大阪など)への外出の自粛
- ・ 府県をまたぐ移動の自粛(Stay Hometown)
- ・ 地域・業種を限定した施設の利用の自粛(例:●●地域の飲食店、など)
- ・ 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」が未導入・未掲示の施設の利用の自粛

【事業者の皆様】

- ・ イベントの開催自粛(一定規模のイベントを除く)
- ・ 地域・業種を限定した営業自粛、営業時間の短縮等(例:●●地域の飲食店、など)
- ・ 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」を導入していない施設の営業自粛、営業時間の短縮等

特別警戒
ステージ
(ステージⅣ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を**実践**

+

感染動向等に応じた**感染対策**

(例)

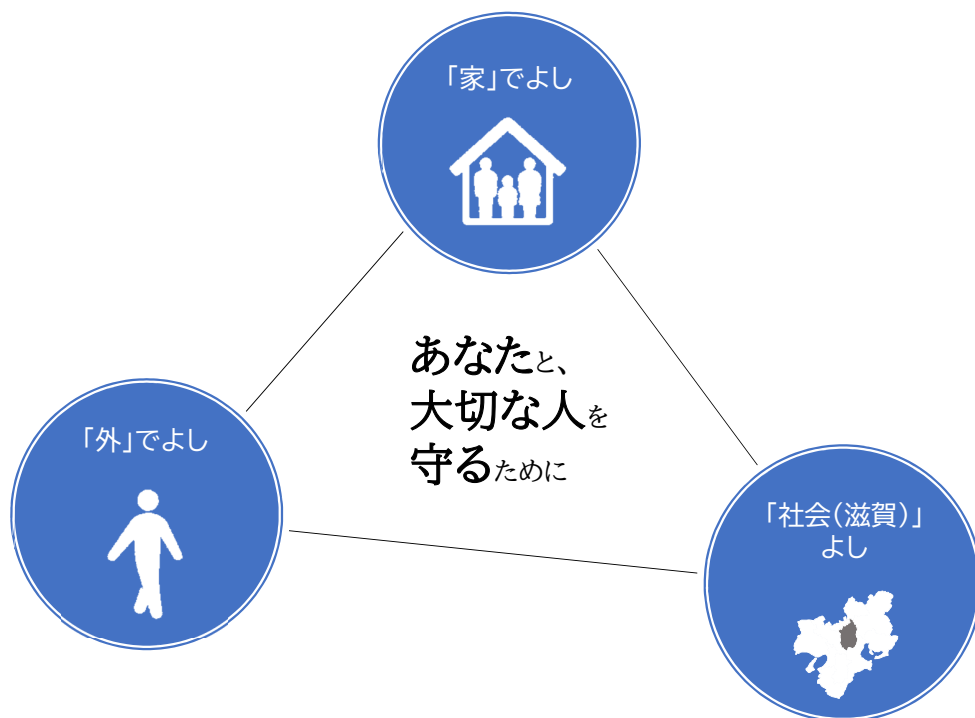
【県民の皆様】

- ・ 外出自粛(滋賀1/5ルール)の徹底・Stay Home)

【事業者の皆様】

- ・ 生活必需品等を取り扱う事業者等を除いた営業自粛
- ・ イベントの開催自粛

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～



- ① 毎朝、健康チェックし、発熱がある場合は自宅で休む
- ② 家に帰ったらまず丁寧に手洗い
- ③ こまめに換気しつつ、エアコンの温度設定を調整
- ④ 免疫力を向上させる健康づくり
- ⑤ 毎日、滋賀県などの感染情報を確認
- ⑥ 通販も利用する



- ① 症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底
- ② 人との間隔は、できるだけあける
- ③ 混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす
- ④ 感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える
- ⑤ 会話をする際は、可能な限り真正面は避ける
- ⑥ ビワイチなどにより、滋賀の魅力を変えて感じながら健康増進につなげる
- ⑦ 新しい旅のエチケットの実践



- ① 感染者が多数発生している地域への移動は極力控える
- ② 発症した時のため、自分の行動を残す
- ③ テレワークやローテーション勤務の活用
- ④ 業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守
- ⑤ 「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ⑥ 接触確認アプリ「COCOA」の導入
- ⑦ 今こそ、一人も取り残さない

(令和3年)

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(7月9日見直し)

各ステージの判断指標

■ステージ判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		特別警戒ステージ (ステージⅣ) 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生、爆発的な感染爆発により公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	警戒ステージ (ステージⅢ) クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	注意ステージ (ステージⅡ) 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	滋賀らしい生活三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ) 感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合 入院医療	最大確保病床の使用率 50%以上	最大確保病床の使用率 20%以上	最大確保病床の使用率 10%以上	最大確保病床の使用率 10%未満
		入院率 25%以下	入院率 40%以下	—	—
	重症者用病床	最大確保病床の使用率 50%以上	最大確保病床の使用率 20%以上	最大確保病床の使用率 10%以上	最大確保病床の使用率 10%未満
②療養者数		人口10万人当たりの全療養者数 30人以上 (入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数 20人以上 (入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数 5人以上 (入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数 5人未満 (入院+自宅+宿泊)
感染状況	③PCR等陽性率	10%以上	5%以上	2%以上	2%未満
	④新規報告数	25人 /10万人/週 以上	15人 /10万人/週 以上	2人 /10万人/週 以上	2人 /10万人/週 未満
	⑤感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満

【参考指標】

・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況 ・直近1週間と先週1週間の比較 ・実効再生産数(Rt)

感染拡大防止対策

■感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応

【対策移行のイメージ】

ステージ	特別警戒ステージ (ステージⅣ)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージⅡ)	滋賀らしい生活 三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)
呼びかけ	滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の実践			
要請	感染拡大防止対策の徹底			
	外出自粛 感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討			
	イベントの自粛 感染状況などにあわせ規模などを検討			
	施設の使用制限 感染状況などにあわせ、対象の地域・業種などを検討			

(令和3年)

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(11月25日見直し)

ステージ判断指標等の見直しについて

～「コロナとのつきあい方滋賀プラン」～

以前のステージ判断指標

【以前のステージ判断指標の考え方】

- 県民の皆様にとってできる限りわかりやすいものとするという観点から、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）から提言のあった判断指標をベースとする。
- そのうえで、分科会からの提言はステージⅢ・Ⅳの数値のみであったことから、ステージⅠ・Ⅱの判断指標を県として独自に設定

新たなレベル分類

- 令和3年11月8日開催の分科会において、ワクチン接種の進捗、医療提供体制の強化等を踏まえ、これまでのステージ判断指標に代わり、医療のひっ迫状況を重視した**新たなレベル分類**の考え方が示された。
- 新たなレベル分類においては、一部を除いて国から具体的な数値は定められず、各都道府県が「**予測ツール**」および「**これまで用いてきた様々な指標**」の双方を用いて総合的に判断するとなっている。
- なお、「レベル分類」への見直しは、ワクチン接種が進み、新規陽性者の中でも軽症者の割合が増加し、重症者の割合が減少していることを踏まえ、**医療提供体制のひっ迫状況を重視し、日常生活・社会経済文化活動の回復を促進するという観点から提言**されている。

見直しの考え方等

【ステージ判断指標等の見直し】

- 分科会の提言を踏まえ、4段階のステージから**5段階のレベル分類に**見直し
- レベル判断に用いる指標については、これまで用いてきた指標のうち、**最大確保病床の使用率、重症者用の最大確保病床の使用率、人口10万人当たりの全療養者数、直近1週間の人口10万人当たりの新規報告数**を用いる。
- あわせて、分科会から提言のあった「**予測ツール**」に基づく**3週間後の病床数についても判断指標の1つとして用いる**こととする。
- 判断指標の各レベルごとの基準となる値等については、**これまでの数値との継続性も踏まえながら、県で独自に設定**し、レベルの判断は総合的に行う。

【感染拡大防止対策の移行イメージ・対策例（コロナとのつきあい方滋賀プラン）の見直し】

- 上記レベル分類への見直しにあわせ、所要の見直しを行う。

各レベルの判断指標

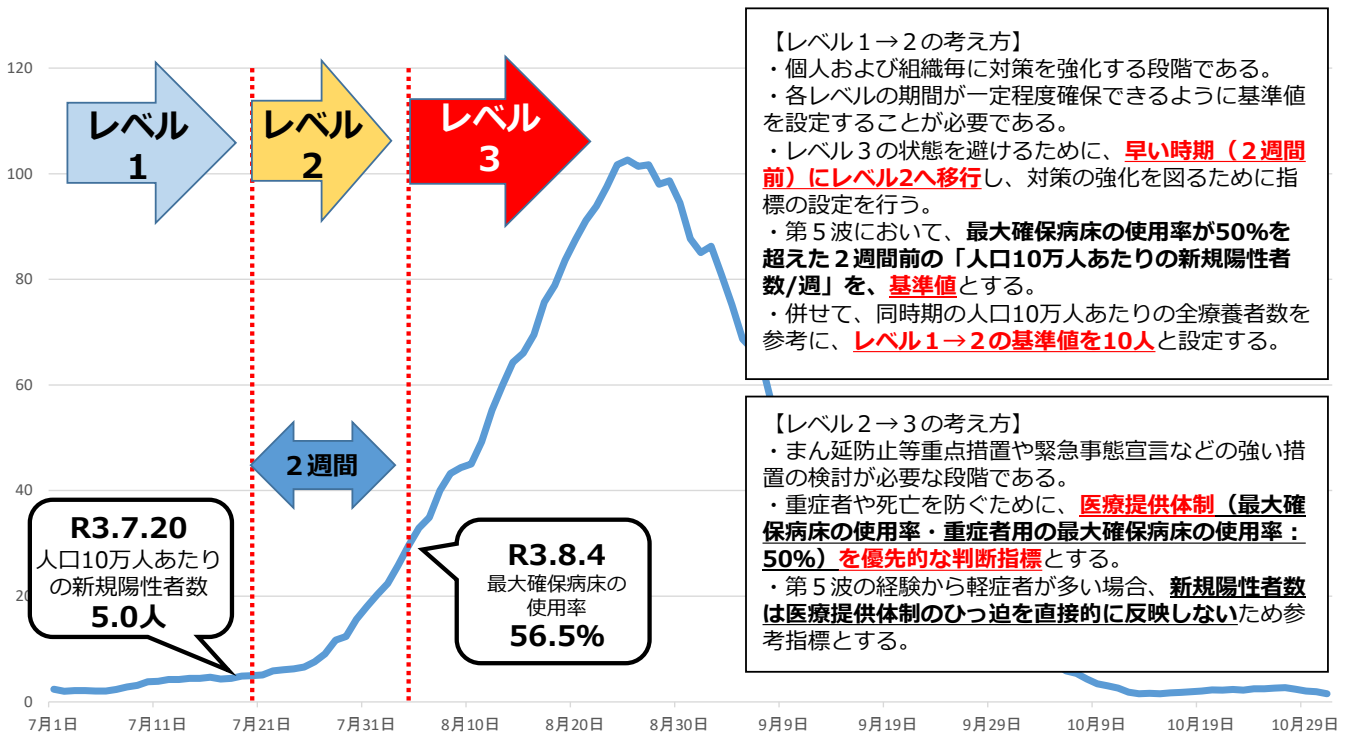
■各レベルの判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル0 感染者ゼロレベル
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態	50%以上	—	—	—
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	—	50%以上	—	—	—
	③ 人口10万人当たりの全療養者数	—	30人以上 (入院+自宅+宿泊)	10人以上 (入院+自宅+宿泊)	5人以上 (入院+自宅+宿泊)	5人未満 (入院+自宅+宿泊)
感染状況	④ 新規報告数	—	—	5人以上 /10万人/週	2人以上 /10万人/週	2人未満 /10万人/週
	⑤ 予測ツールによる3週間後の病床数	—	最大確保病床数を超過	—	—	—

【参考指標】

- ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況
- ・直近1週間と先週1週間の比較
- ・実効再生産数(Rt)
- ・入院率
- ・感染経路不明割合
- ・PCR等検査陽性率

新たなレベルの考え方



※ 表は、第5波の人口10万人あたりの新規陽性者数/週の推移

感染拡大防止対策

■ 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。

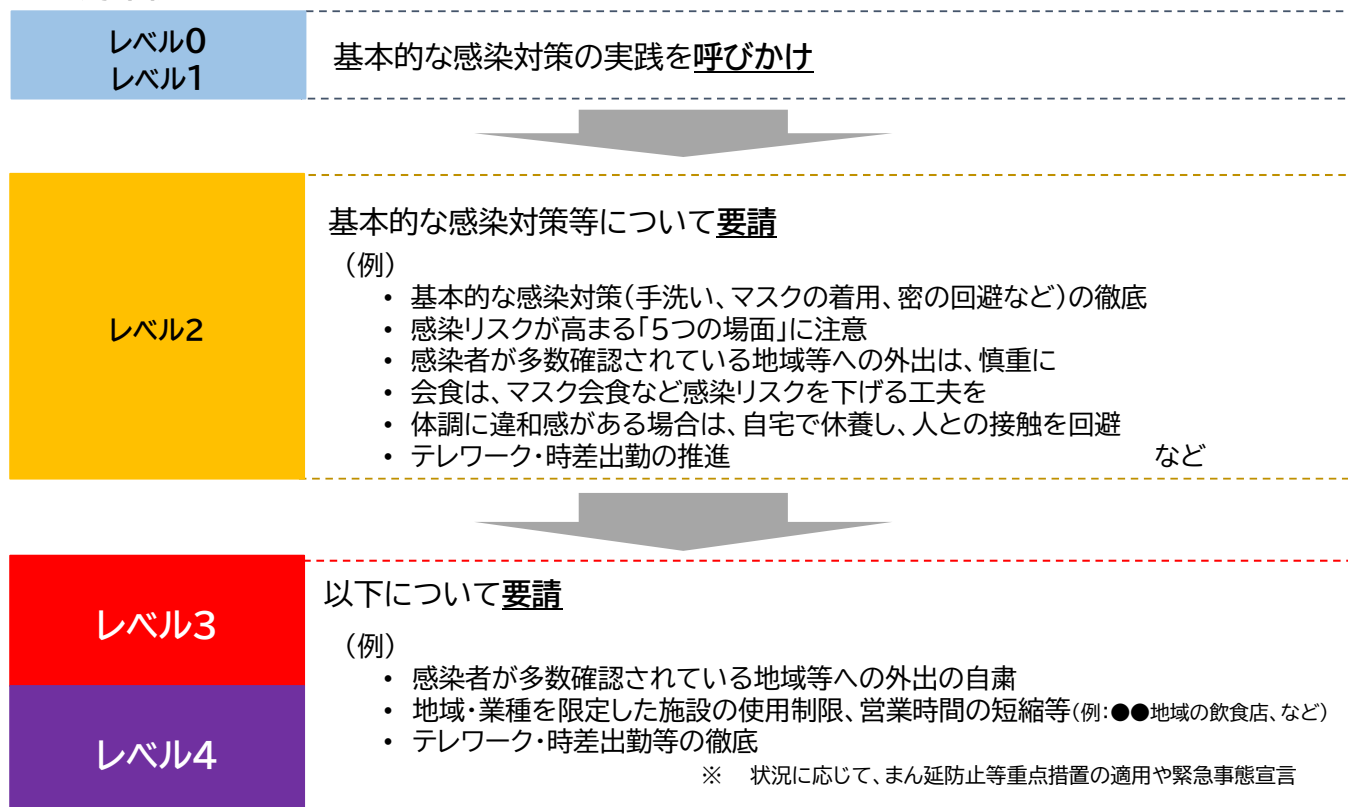
なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージの適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】

レベル	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	レベル0
呼びかけ (※感染状況等に応じ、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく要請等)	基本的な感染対策の実践				
	外出関連 感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討				
	イベントの開催上限の目安等 感染状況などにあわせ、規模などを検討				
	施設の使用制限(休業、時短等) 感染状況などにあわせ、対象の地域・業種などを検討				

各ステージにおける感染拡大防止対策(例)

■ 対策例



コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(令和4年6月15日見直し)

レベル判断指標の見直しについて

～「コロナとのつきあい方滋賀プラン」～

現在のレベル判断指標

【現在のレベル判断指標の考え方】

- ・ 県民の皆様にとってできる限りわかりやすいものとするという観点から、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）で提言（令和3年11月8日）のあった「レベル分類」の考え方をベースに見直した。（令和3年11月25日）
- ・ なお、分科会からの提言における「レベル分類」の考え方は、ワクチン接種が進み、新規陽性者の中でも軽症者の割合が増加し、重症者の割合が減少していることを踏まえ、**医療提供体制のひっ迫状況を重視し、日常生活・社会経済文化活動の回復を促進するという観点から提言**されている。
- ・ そのうえで、分科会からの提言においてはレベル3の判断指標のみ提示されていたことから、レベル2以下の判断指標を県として独自に設定
- ・ **レベル2以下の判断指標については、レベル3の状態を避けるため、より早い時期に注意喚起を行う観点から、第5波における新規報告者数、病床利用率の状況等を踏まえて数値を設定したところ。**

見直しの考え方等

【第6波の経験を踏まえた見直し】

- ・ 第6波で感染の主流となったオミクロン株の特徴から、**レベル判断指標と新型コロナウイルス感染症の流行状況に乖離が生じ、実態と合わない状況となった。**
- ・ また、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、オミクロン株の特徴もあって、**感染症対策と社会経済文化活動の両立がより求められる。**



- ・ **レベル2から、判断指標を新規報告数等ではなく病床の使用率とすることで、医療のひっ迫状況をより重視**
- ・ **オミクロン株と同程度の感染性を基準に「レベル0」「レベル1」の新規報告数を設定**
- ・ **レベルダウンの指標の設定（レベル2→レベル1において、新規報告数を「減少傾向」とし、数値は用いない）**

【次の感染拡大・新たな変異株も見据えた柔軟な対応】

- ・ 次の感染拡大・新たな変異株の特徴が**オミクロン株と同様とは限らない。**
- ・ 新規報告数、病床利用率の判断指標はもとより、**次の感染拡大・新たな変異株の特徴も踏まえながら、柔軟に判断していく必要。**



- ・ レベル判断については、これまでどおり**総合的に判断**

レベル判断指標

■各レベルの判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル <small>（安定的に一般医療が確保され、 新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況）</small>	レベル0 感染者ゼロレベル
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態	50%以上	20%以上	—	—
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	—	50%以上	—	—	—
感染状況	③ 新規報告数	—	—	—	レベルアップ時 10人以上/10万人/週 レベルダウン時 減少傾向	10人未満/10万人/週

【参考指標】

・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況 ・直近1週間と先週1週間の比較 ・実効再生産数(Rt) ・人口10万人当たりの全療養者数
 ・入院率 ・感染経路不明割合 ・PCR等検査陽性率

感染拡大防止対策

■ 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。

なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージの適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】

レベル	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	レベル0
呼びかけ (※感染状況等に応じ、 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等)	基本的な感染対策の実践				
	外出関連				
	イベントの開催上限の目安等				
	施設の使用制限(休業、時短等)				

※上記の移行イメージは、感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討、規模などを検討、対象の地域・業種などを検討する。

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(令和4年11月25日見直し)

レベル判断指標等の見直しについて

～「コロナとのつきあい方滋賀プラン」～

現在のレベル判断指標

【現在のレベル判断指標の考え方】

- 県民の皆様にとってできる限りわかりやすいものとするという観点から、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）で提言（令和3年11月8日）のあった「レベル分類」の考え方をベースとする。
- 分科会からの提言においてはレベル3の判断指標のみ提示されていたことから、レベル2以下の判断指標を県として独自に設定
- オミクロン株の特徴を踏まえ、**レベル2の判断指標について、新規報告者数ではなく病床の使用率とするなど、より医療のひっ迫状況を重視する見直し**を行った（令和4年6月15日）。

国の分科会（令和4年11月11日）におけるレベル分類の見直し

- オミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況は参考とし、外来医療のひっ迫状況など、より保健医療の負荷の状況に着目したレベル分類に見直し、各段階に応じた感染拡大防止措置を講ずる。
- 5段階（レベル0～4）のレベル分類を4段階（レベル1～4）に見直し。
- レベル1・2・4における病床使用率の目安が示される。
- あらたに「保健医療の負荷の状況」などの事象を利用したレベル判断が示される。

見直しの考え方等

【レベル分類の判断指標等の見直し】

- 国と同様、5段階（レベル0～4）のレベル分類を**4段階（レベル1～4）に見直し**
- **病床の使用率をレベル1の判断指標としても設定するとともに、レベル2の判断指標としている数値を見直し**
- **新規報告数については、参考指標とする。**
- レベル判断については、最大確保病床および重症者用の最大確保病床の使用率と併せて、保健医療の負荷の状況などの「事象」を勘案し、**これまでどおり総合的に判断する。**

【感染拡大防止対策の移行イメージ・対策例（コロナとのつきあい方滋賀プラン）の見直し】

- 上記レベル分類（5段階→4段階）への見直しなどを踏まえた見直し

レベル判断指標

- 各レベルの判断については、参考指標や外来医療のひっ迫状況等も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4 医療機能不全期
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率	30%未満	30%以上	50%以上	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	—	—	50%以上	—

【参考指標】

・1週間当たりの人口10万人当たりの新規報告数 ・直近1週間と先週1週間の比較 ・実効再生産数(Rt) ・PCR等検査陽性率
 ・入院率 ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況

【判断に係る事象】

・発熱外来ひっ迫状況 ・入院医療ひっ迫状況 ・救急搬送ひっ迫状況

感染拡大防止対策

- 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。

なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージ等の適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
呼びかけ (※感染状況等に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等)	基本的な感染対策の実践			
	外出関連		感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討	
	イベントの開催上限の目安等	感染状況などにあわせ、規模などを検討		
	施設の使用制限(休業、時短等)			感染状況などにあわせ、対象の地域・業種などを検討

各ステージにおける感染拡大防止対策(例)

■対策例

レベル1

基本的な感染対策等呼びかけ

レベル2

基本的な感染対策等について要請等

(例)

- 基本的な感染対策(手洗い、場面に応じたマスクの着用、密の回避など)の徹底
- ワクチン接種の積極的な検討
- 感染に不安を感じる無症状の方は無料検査の受検を

など

レベル3

以下について要請等

(例)

- 基本的な感染対策(手洗い、場面に応じたマスクの着用、密の回避など)の徹底
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、外出・出勤等を控えることを徹底
- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出などは慎重に
- 外出・移動は必要不可欠なものに限ること
- 感染に不安を感じる無症状の方は無料検査の受検を

など

レベル4

※ まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が適用される場合には、より強い要請も

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 滋賀県における緊急事態措置

滋賀県

滋賀県緊急事態措置の概要

I.区域 滋賀県全域

II.期間 令和2年4月16日から令和2年5月6日

※イベントの開催自粛および施設の使用制限は4月23日0時から令和2年5月6日まで

III.実施内容

1. 外出自粛の要請
2. イベントの開催自粛の要請
3. 施設の使用制限の要請
 - (1) 基本的に休止を要請しない施設
 - (2) 基本的に休止を要請する施設

1 外出自粛要請（特措法45条1項）

1. 県民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
2. 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる繁華街での接待を伴う飲食店等について外出自粛を強く要請

（取組例）

【滋賀1/5ルール】

○週5日通っている仕事を1日にして、残り4日は在宅勤務

○50分の会議は10分に

○食料や日用品の買い物は、家族全員で出かけるのではなく、1人で出かける

○買い物は、毎日ではなく、週一日にまとめる

2 イベントの開催自粛要請

イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】

○開催規模: 大小を問わない

○場所: 屋内、屋外を問わない。

○種類・内容: 生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、
催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請(特措法第24条第9項)

(2) 基本的に休止を要請する施設

① 特措法による要請を行う施設(特措法24条9項)

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	施設の使用停止の要請 (特措法第24条第9項)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	

② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）（特措法24条9項）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	施設の使用停止の要請 （特措法第24条第9項）
②博物館等	博物館、美術館、図書館	正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	に基づく個別の要請、同条第3項に
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾等 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼 ①②③④については、床面積の合計が1,000㎡超の施設と同様の、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	
⑤遊興施設等	観光遊覧船	

参考「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 ・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） ・執務室の配置変更（座席間隔や同時利用の制限）
飛沫感染、接触感染 の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員（出入り業者を含む）のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒 ・窓口業務等における工夫（仕切り等の設置）
稼働時における 感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）

緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称: 滋賀県緊急事態措置コールセンター

設置時期: 令和2年4月21日(火) から

設置場所: 危機管理センター 3階 オペレーションルーム

開設時間: 平日9時～18時

(ただし、令和2年4月21日(火) 18時～20時、22日(水)は、9時～20時、
また、令和2年4月25日(土)、26日(日)、4月29日(水)、5月4日(月)から5月6日(水)は、
9時～18時で開設する。)

受付方法: 専用電話(10台)

受付電話番号: 077-528-1344

周知方法: 新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧をHPに掲載

※滋賀県ホームページ上にもFAQを掲載予定

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

※特措法によらない協力依頼を行う施設も含まれる

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金対象	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	○	
	ダンスホール	対象	○	
	スナック	対象	○	
	バー	対象	○	
	ダーツバー	対象	○	
	パブ	対象	○	
	性風俗店	対象	○	
	デリヘル	対象	○	
	アダルトショップ	対象	○	
	個室ビデオ店	対象	○	
	インターネットカフェ	対象	○	
	漫画喫茶	対象	○	
	カラオケボックス	対象	○	
	射的場	対象	○	
ライブハウス	対象	○		
場外馬(車・舟)券場	対象	○		
観光遊覧船	対象	○		
劇場等	劇場	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	○	
	プラネタリウム	対象	○	
	映画館	対象	○	
集会・展示施設	集会場	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	○	
	展示場	対象	○	
	貸会議室	対象	○	
	文化会館	対象	○	
多目的ホール	対象	○		
運動・遊技施設	体育館	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請(=休業要請) ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする(滋賀支援金の対象) ※2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする(滋賀支援金の対象)
	屋内・屋外水泳場	対象	○	
	ボウリング場	対象	○	
	スケート場	対象	○	
	スポーツクラブ	対象	○	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	○	
	ゴルフ練習場(※1)	対象外	×	
	バッティング練習場(※1)	対象外	×	
	陸上競技場(※1)(※2)	対象外	×	
	野球場(※1)(※2)	対象外	×	
	テニスコート(※1)(※2)	対象外	×	
	弓道場(※1)	対象外	×	
	マージャン店	対象	○	
パチンコ屋	対象	○		
ゲームセンター	対象	○		
テーマパーク	対象	○		
遊園地	対象	○		
文教施設	幼稚園	対象	○	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請
	小学校	対象	○	
	中学校	対象	○	
	義務教育学校	対象	○	
	高等学校	対象	○	
	高等専門学校	対象	○	
	中等教育学校	対象	○	
	特別支援学校	対象	○	

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

※特措法によらない協力依頼を行う施設も含まれる

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金対象	備考
大学・学習塾等 (※)	大学	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（=休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (滋賀支援金対象) ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼（滋賀支援金対象） ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外
	専門学校	対象	○	
	高等専修学校	対象	○	
	専修学校・各種学校	対象	○	
	日本語学校・外国語学校	対象	○	
	インターナショナルスクール	対象	○	
	自動車教習所	対象	○	
	学習塾	対象	○	
	英会話教室	対象	○	
	音楽教室	対象	○	
	囲碁・将棋教室	対象	○	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	○	
	そろばん教室	対象	○	
バレエ教室	対象	○		
体操教室	対象	○		
博物館等	博物館	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（=休業要請） (滋賀支援金対象) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼（滋賀支援金対象）
	美術館	対象	○	
	図書館	対象	○	
	科学館	対象	○	
	記念館	対象	○	
	水族館	対象	○	
	動物園	対象	○	
	植物園	対象	○	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	○	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	○	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（滋賀支援金対象） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼（滋賀支援金対象）
	ペット美容室（トリミング）	対象	○	
	宝石類や金銀の販売店	対象	○	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	○	
	古物商（質屋を除く）	対象	○	
	金券ショップ	対象	○	
	古本屋	対象	○	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	○	
	囲碁・将棋盤店	対象	○	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	○	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店、つり具店	対象	○	
	ゴルフショップ	対象	○	
	土産物店	対象	○	
	旅行代理店（店舗）	対象	○	
	アイドルグッズ専門店	対象	○	
	ネイルサロン	対象	○	
	まつ毛エクステンション	対象	○	
	スーパー銭湯	対象	○	
	サウナ	対象	○	
	エステサロン	対象	○	
	日焼けサロン	対象	○	
	脱毛サロン	対象	○	
	写真屋・フォトスタジオ	対象	○	
	美術品販売	対象	○	
	展望室	対象	○	

事業者への支援制度

滋賀県独自対策

	(仮称)感染拡大防止臨時支援金	感染症対策経営力強化補助金
概要	県の休業要請に応じて、緊急事態措置期間中(4月23日～5月6日)、協力頂ける事業者への臨時的な支援金 ※4月23日以前から先行して営業自粛している事業者含む	県内中小企業者等の、今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組を支援
支援事業者	県内に事業所がある中小の事業者のうち、県の休業要請を受け、協力頂ける事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等
所要見込み額	24億円 (中小企業：一律20万円、個人事業主：一律10万円)	1億円 (最大50万円 補助率：中小企業 2/3、小規模事業者 3/4)

政府の支援策

【雇用の維持】

雇用調整助成金の拡充

- 事業主負担の軽減
助成率の引き上げ
 - ・中小企業 4/5 (通常2/3)
 - ・大企業 2/3 (通常1/2)
- ※解雇を行わない場合
中小企業 9/10、大企業3/4
- 雇用保険被保険者でない労働者の対象者への追加

(本県独自の雇用対策)

WEB合同企業説明会

- WEB合同企業説明会を開催し、県内企業と学生とのマッチング機会を創出

【事業継続への支援】

持続化給付金新設

- 中堅・中小企業等 上限200万円
- 個人事業主等 上限100万円
- ・全ての業種を対象
- ・対象者は、売上が前年同月比
▲50%以上

【資金繰り対策】

民間金融機関を通じた資金繰り支援等

- 実質無利子・保証料補助 (3年間)
- 既往債務の借換可能
- 融資限度額 3,000万円
(対象要件)
 - ・個人事業主
(売上減少▲5%以上)：保証料ゼロ、無利子 (当初3年間)
 - ・中小・小規模事業主
(売上減少▲15%以上)：保証料ゼロ、無利子 (当初3年間)

(本県独自の資金繰り対策)

- セーフティネット資金の保証料ゼロ(通常0.80%、0.85%)
 - 新設枠 8,000万円 (保証料ゼロ)
 - 借換枠 2億円 (保証料ゼロ)
- 信用保証料補助予算額：約18億円

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置として行う企業等に対する休業要請(概要)

(1)要請内容 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企業等の活動自粛を要請

(2)要請期間 令和2年4月23日(木)から令和2年5月6日(水)まで

(3)要請対象施設

施設の種類	要請内容	内訳
○休業を要請する施設(面積要件なし)		
遊興施設	休業要請	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、個室ビデオ店、ライブハウス、観光遊覧船等
劇場等	休業要請	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
集会・展示施設	休業要請	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
運動施設、遊技施設	休業要請	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター 等
文教施設	休業要請	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
○休業を要請する施設(面積要件あり・1000㎡以上)※1000㎡以下については、特措法によらない休業の協力を依頼		
大学・学習塾等	休業要請	大学、自動車教習所、学習塾等 ※100㎡以下の施設においては、適切な感染防止策を施した上で営業継続
博物館等	休業要請	博物館、美術館、図書館 等
ホテル又は旅館	休業要請	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	休業要請	住宅展示場、古本屋、写真屋、アウトドア用品、釣り具店 等 ※100㎡以下の施設においては、適切な感染防止策を施した上で営業継続

令和2年（2020年）5月5日
総務・企画班 特措法対策チーム

滋賀県における 緊急事態措置について

基本的対処方針（5/4～）の概要について

○緊急事態宣言

引き続き全都道府県を対象として、5月31日まで延長。

「特定警戒都道府県」は、引き続き13の都道府県であり、本県は「特定警戒都道府県」以外の特定都道府県。

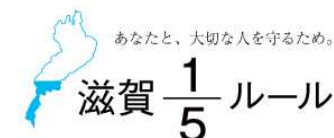
○現状および今後の取組

新規感染者は減少傾向に転じ、一定の成果。今後、より効果的な感染拡大の防止および感染者の治療を十分に行うことができる水準にまで、新規感染数を減少させる。

○感染の状況等に応じた「まん延防止策」

特定警戒都道府県においては、「最低7割、極力8割程度の接触機会低減」を目指して、取組を継続。

それ以外の県は、県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等などは外出自粛を要請。施設の使用制限等は、現にクラスターが発生している施設や、「三つの密」のある施設等に対し要請を検討。



7日以降の緊急事態措置について

5月6日までの緊急事態措置の根拠

措置	種別	根拠		クラスター発生事例の有無	越境流入の懸念の有無
①外出自粛		45条1項			○
②イベント開催自粛	屋内	24条9項			○
	屋外	県独自			○
③施設使用制限	食事提供施設※1	24条9項 ※1 営業時間を午前5時～午後8時まで時短要請 ※2 観光遊覧船は県独自措置		○	
	遊興施設等※2			○	
	劇場等			○	
	集会展示施設			○	
	運動・遊技施設			○	○
	文教施設				
	大学・学習塾等	1,000m ² 超 ↓ 24条9項	1,000m ² 以下 ↓ 県独自	○	○
	博物館等				○
	ホテル等（集会部分）			○	
	商業施設				○

■ 基本的考え方

近隣府県の大阪、京都、兵庫、岐阜、愛知が特定警戒都道府県であり、本県への県境を越えた人の流入が懸念されることから、本県は「準特定警戒県」として緊急事態措置を実施する。



7日以降の緊急事態措置について

■ 7日以降の緊急事態措置

緊急事態措置の区域：滋賀県全域（準特定警戒都道府県）

緊急事態措置の期間：令和2年5月31日（日）まで

緊急事態措置の内容：5月10日（日）までは、5月6日（水）までの措置を維持

- 1 外出自粛要請：5月11日以降は、「原則として居宅から外出しない」から「滋賀1/5ルールを実践し、外出の際は感染防止対策を徹底」へ変更。「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！（県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等などへの外出は自粛。）
 - 2 イベント自粛要請：5月11日（月）以降は、感染拡大防止対策の徹底を前提に、比較的小規模イベントは除く（小規模とは最大でも50人以下のイベントを想定）。特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するよう、慎重な対応を求める。
 - 3 施設使用制限：5月11日（月）以降は、感染拡大防止対策の徹底を前提に、以下の順序で段階的に制限を緩和
 - ①文教施設、博物館等、県独自に要請を行っている商業施設等の1,000m²以下の施設
 - ②その他施設
- ※緩和のタイミング：①は5月11日（月）、②は専門家会議の評価、本県の感染状況および近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ決定

7日以降の緊急事態措置について

■ 7日以降の施設使用制限の考え方

1 7日以降も施設使用制限を維持することについて

- ・広い意味でのG.W.である10日（日）まで拡大防止対策を実施。
- ・11日（月）以降、本県の感染拡大の状況、近隣警戒府県の措置状況等を踏まえ、段階的に緩和。

2 制限緩和の考え方

- ①文教施設、博物館等および県独自に要請を行っている商業施設等の1,000m²以下の施設について、11日（月）以降は使用制限の要請は行わない。
- ②その他の施設については、14日（木）にも示される国の専門家会議の評価、本県の感染状況、近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ決定。
ただし、多くのクラスターが発生した遊興施設等、近隣の特定警戒府県で施設使用を制限中に本県が緩和することで流入が懸念される運動・遊技施設および大規模（1,000m²超）商業施設は、慎重に対応。

3 その他

4月24日（金）から閉鎖しているすべての県営都市公園および琵琶湖岸の自然公園園地の駐車場について、流入の防止の観点から、当面の間、閉鎖を継続。

■ 仮に再び感染拡大傾向が認められた場合の緊急事態措置のあり方

仮に、緊急事態措置の緩和の結果、再び感染の拡大傾向が認められる場合においては、必要に応じて、5月10日までと同様の厳しい緊急事態措置を行う必要があることに留意。

1 外出自粛要請（特措法45条1項、24条9項）

1. 「滋賀1/5ルールを実践し、外出の際は感染防止対策を徹底」へ変更。
「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！（県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は自粛。）
2. 外出の際には、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を要請

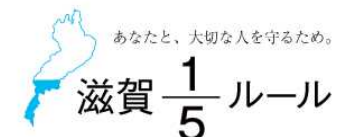
（取組例）

—— あなたと大切な人を守るための「滋賀1/5ルール」 ——

「滋賀らしい生活三方よし」

→ 「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！！

- 自転車で自然に親しんだり、地元の歴史文化を訪問し、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進（＝免疫力の向上）につなげましょう。（遊びに行くなら屋内より屋外）
- プレゼントは「ここ滋賀ショッピングサイト」を使って、滋賀の製品のすばらしさを伝えるとともに、人と人との接触機会を減らしましょう。（通販も利用）
- 毎日、一人暮らしの方に、滋賀県の感染情報を電話で伝えることで、感染情報の共有をはかるとともに、孤立をふせぎましょう。（地域の感染状況に注意する）



「滋賀らしい生活三方よし」

「家」でよし	<ul style="list-style-type: none">・毎朝、体温測定、健康チェックをしましょう。・発熱がある場合は無理をせず自宅で休みましょう。・外出は計画的に、動画やオンラインを活用しましょう。・家に帰ったらまず丁寧に手洗い。体を清潔に保ちましょう。
「外」でよし	<ul style="list-style-type: none">・琵琶湖岸を走るときは、症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましょう。・遊びに行くなら、屋内より屋外で滋賀県の豊かな魅力に親しみましょう。・必ずソーシャルディスタンス(できるだけ2m、最低1m)を確保しましょう。・混んでいる時間帯は避けるなど、人と人の接触機会を減らしましょう。(5分の1)・移動は、徒歩や自転車も活用しましょう。
「社会 (滋賀)」よし	<ul style="list-style-type: none">・感染が流行している地域への移動は避けましょう。・帰省や旅行、出張はやむを得ない場合だけにしましょう。・テレワークやローテーション勤務を活用しましょう。・発症した時のため、自分の行動を残しておきましょう。・毎日、滋賀県の感染情報を共有しましょう。・今こそ、一人も取り残さない。

2 イベントの開催自粛要請

イベント主催者に対し、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】 (5月10日まで)

- 開催規模、場所にかかわらず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

【自粛を要請する内容】 (5月11日以降)

- 開催規模：比較的小規模イベントは除く（小規模とは最大でも50人以下のイベントを想定）
- 場所：屋内、屋外を問わない。
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント
特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するよう、慎重な対応を求める。

ただし、次の条件を満たす必要がある。

- ①適切な感染防止対策が講じられること
- ②「3つの密」の発生が原則想定されないこと
- ③大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと

(要請対象外の具体例)

上記の条件が満たされる

- ・ 演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント
- ・ 野外におけるイベント（近距離での会話を伴わないもの） など

3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更）を踏まえた整理

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

(2) 基本的に休止を要請する施設

※文教施設、博物館等および県独自に要請を行っている1,000m²以下の施設は、11日以降は要請を行わない。その他の施設については、14日にも示される国の専門家会議の評価、本県の感染状況、近隣特定警戒 府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ対応を決定。

① 特措法による要請を行う施設（特措法24条9項）

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	施設の使用停止の要請（特措法第24条第9項） 正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
⑤文教施設 （～5月10日まで）	学校（大学等を除く。） ※5月11日以降は施設の使用制限の要請を行わないが、施設管理者において、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開できるものとする。	

**② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）
（特措法24条9項）**

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	施設の使用停止の要請（特措法第24条第9項） 正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②博物館等 （～5月10日まで）	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（ <u>集会の用に供する部分に限る。</u> ）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等 (～5月10日まで)	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、 自動車教習所、 学習塾 等 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼 (5月10日まで) ①②③④については、 床面積の合計が1,000㎡超の施設と同様の、 適切な対応について協力を依頼
②博物館等 (～5月10日まで)	博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
③ホテル又は旅館 (～5月10日まで)	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	5月11日以降の営業にあたっては、「3つの密」を避けることなど、 基本的な感染対策の徹底等を要請
④商業施設 (～5月10日まで)	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む 店舗 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	
⑤遊興施設等	観光遊覧船	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼

【参考】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー 等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間 の制限	少人数で 滞在時間 の制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印をつ ける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い		入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

内閣官房：緊急事態措置の維持及び緩和等に関してより抜粋

緊急事態措置コールセンター

特措法に定める要請・指示等の措置および新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称：滋賀県緊急事態措置コールセンター

設置時期：令和2年4月21日（火）から令和2年6月30日（火）

設置場所：危機管理センター 3階 オペレーションルーム

開設時間：5月6日（水）まで 9時～18時
5月7日（木）以降 平日9時～17時

受付方法：専用電話（10台）

受付電話番号：077-528-1344

周知方法：新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧をHPに掲載

まん延防止等重点措置等 （医療体制非常事態）

- 県内全域において特別警戒の対策
- 特に県内全13市を重点措置を講じる区域として対策を強化

不要不急の外出自粛の徹底

（8月6日～8月31日）

- 不要不急の都道府県間の移動を自粛
帰省・旅行については「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を！
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等の利用は控えて！

屋外での運動や散歩などの健康の維持の活動は継続して実践

飲食店等の営業時間の短縮

（8月8日～8月31日）

重点措置を講じるべき区域（県内全13市）：5時～20時までの営業
（酒類提供停止）

その他地域：5時～21時までの営業（酒類提供20時まで）

詳細については別紙

イベントの開催制限

（8月8日～8月31日）

人数上限の目安を5,000人に強化。開催する場合は21時まで
規模など、詳細については別紙

テレワーク・時差出勤等の徹底

基本的な感染対策の徹底

ワクチン接種後も基本的な感染対策の徹底を

大切な人の命を守るために、接触機会の低減にご協力をお願いします。

滋賀県の対応

	内容	時期
	県立施設については、開館時間を短縮	(8/8 ~ 8/31)
	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖	(8/7 ~ 8/31)
	「今こそ滋賀を旅しよう！」	新規販売を一時停止 (8/5 ~)
	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止 (8/5 ~)
	GoToEat <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 事業者には、早期の認証取得を要請 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き新規発行の一時停止 ● 購入済の食事券等の利用もお控えください。

滋賀県営業時間短縮要請コールセンター

- 設置時期: 令和3年8月6日(金) 17時 ~
- 開設時間: 平日 9時 ~ 17時
8月7日(土) ~ 9日(月祝)も設置
8月6日(金)は、17時 ~ 21時
- 電話番号: 077-528-1341

県施設の休館状況

[令和3年8月6日更新]

施設名	所在地	電話番号	状況	休館等の期間
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場閉鎖、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設の利用禁止	8月7日～8月31日
県営都市公園・自然公園園地		077-528-4281	駐車場閉鎖、バーベキュー・キャンプの利用禁止	8月7日～8月31日

上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

休館等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

県施設の開館時間の短縮状況

[令和3年8月6日更新]

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	変更後の開館時間	開館時間短縮の期間
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00～21:00 注1	8月8日～8月31日
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	8:30～21:00 注1	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園 (スポーツ施設)	野洲市北桜978	077-588-3251	屋内テニスコート (夜間利用)	17:00～20:00 注2	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園 (野外活動センター)	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	全館(キャンプ施設・ロッジを除く)	9:00～21:00	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園(青年の城)			全館(宿泊室を除く)	9:00～21:00	8月8日～8月31日
長浜バイオ大学ドーム (長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
栗東体育館	栗東市上鉤514	077-551-1030	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館(宿泊室を除く)	9:00～20:00 注2	8月8日～8月31日
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
オセアンBCスタジアム彦根 (彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
OSPホッケースタジアム (伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	8:30～20:00 注2	8月8日～8月31日
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	全館予約済団体のみ 利用可(個人利用不可)	9:30～20:00	8月8日～8月31日
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルびわこ)	8:00～20:00	8月8日～8月31日

注1 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

注2 イベント開催がある場合は21時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

営業時間の短縮の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

滋賀県における 緊急事態措置

区域：県内全域

期間：8月27日～9月12日

あなたと大切な人の命を
守るために！

～ゼロ密を目指そう！～

1. 不要不急の外出自粛の徹底
2. 催物（イベント等）の開催制限
3. 施設への休業要請等
 - 3-1 飲食店等に対する休業等
 - 3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等
 - 3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先
4. 事業者の皆さまへのお願い
5. 公共交通機関への協力依頼
6. 大学等へのお願い
7. 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応
8. 県立施設の対応等

1 不要不急の外出自粛の徹底

(特措法第45条第1項、第24条第9項に基づく要請)

県民の皆さまへのお願い！

• 外出は控えて（特に20時以降は徹底）

※ 通院、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

- 外出する場合は機会の半減を
- 極力家族やいつも一緒にいる仲間と少人数で
- 買い物の回数や人数を最低限に
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業等の要請に応じていない飲食店等の利用は控えて
- 路上、公園等における集団での飲酒は控えて
- 都道府県間の移動の自粛

県外の皆さまへのお願い！

• 滋賀県への不要不急の来県は控えて（特措法第24条第9項）

基本的な感染対策を徹底（特措法第24条第9項）

- 手洗い、マスクの着用
- 家庭・職場での感染対策を徹底
- 少しでも症状がある場合、早めに受診を

2 催物（イベント等）の開催制限

（特措法第24条第9項に基づく要請）

○開催する場合は、下記の目安で実施してください

期 間：8月27日(金)0時～9月12日(日)24時

※8月28日までにチケットの販売が開始されたものには下記の目安を適用しない。ただし、8月29日から、下記の目安を満たさないチケットの新規販売の停止をお願いします。

収 容 率

50%以下

かつ

人数上限

5,000人

開催時間

21時まで

○大規模イベントにおける感染防止策の事前相談について

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

○電話番号:077-528-1344

○開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

3-1 飲食店等に対する休業等

(特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

- 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により要請します。

【要請内容】

(第45条第2項、第24条第9項)

- ① 対象期間 令和3年8月27日 0時～令和3年9月12日 24時
- ② 対象施設・要請内容 以下のとおり

施設の種類		要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む。)、 喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備提供をする場合	休業
	【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ等※1で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 (5時から20時まで)
	【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。)		
	【結婚式場】		

※ 結婚式場は、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく(50人または収容定員の50%のいずれか小さいほう)での開催をお願いします。

- ③ 営業に際しての要請内容

要請内容

(特措法第45条第2項に基づく要請)

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の整理および誘導
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 施設の消毒、換気
- マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守 (最新の業種別ガイドラインの確認を)

※ インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いします。

3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

① 営業時間短縮等

- 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により要請等を行います。

【要請内容】

1. 対象期間 令和3年8月27日 0時 ~ 令和3年9月12日 24時
2. 対象施設・要請内容 以下のとおり

(1) 商業施設等

施設の種類	内訳	内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く)	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮 20時まで 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮 20時まで
遊技施設(第9号)(※2)	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 酒類提供等の自粛(※1)
遊興施設(第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など		
サービス業を営む施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など		

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第45条第2項に基づく要請の対象となる。

(2) イベント関連施設

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場、映画館等(第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮
集会・展示施設等(第5号)	集会場、公会堂 など	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> (イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1)
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		
ホテル・旅館(第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)		
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮働 (イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1)
博物館等(第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	※オンライン配信の場合は時間短縮不要	※オンライン配信の場合は時間短縮不要

▶ イベント開催時は、人数上限等の要件の遵守を要請する。

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

(3) その他の施設

施設の種類	内訳	要請内容
学校、社会福祉施設 (第1号～第3号)	幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、保育所、介護老人保健施設	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等(要請内容の詳細は、下記6のとおり) 感染防止対策の徹底
集会施設等(第5号)	葬祭場	(法に基づかない協力の呼びかけ) 酒類提供の自粛(酒類の店内持込含む。)
博物館等(第10号)	図書館	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策の徹底 (法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理
遊興施設(第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶など(※1)	(法に基づかない協力の呼びかけ)
サービス業を営む施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	<ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛
学習支援施設 (第13号)	自動車教習所、学習塾など	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> オンラインの活用等

※1 インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いする。

② 入場者の整理等

(特措法第45条第2項)

- 商業施設(第7号)(1,000㎡超)の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「人数制限を含む入場者の整理等」という。)を行うこと。

(特措法第24条第9項)

- 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- 商業施設(第7号)以外の施設(1,000㎡超)の管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- 感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

(法に基づかない協力の呼びかけ)

- 商業施設(第7号)(1,000㎡以下)の管理者等は、「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- 商業施設(第7号)以外の施設(1,000㎡以下)の施設管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

③ 業種別ガイドライン

(特措法第24条第9項)

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
(最新の業種別ガイドラインの確認を)

3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先

「滋賀県営業時間短縮要請コールセンター」

- 開設時間:平日 9時~17時
- 電話番号:077-528-1341

4 事業者の皆さまへのお願い

(特措法24条第9項に基づく要請)

テレワーク・時差出勤等の徹底

- 「出勤者数の7割削減」を目指す
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤により人との接触機会を低減する取組を推進
- 職場に出勤する場合でも、会議はオンライン会議を推進

5 公共交通機関への協力依頼

(基本的対処方針に基づく協力の呼びかけ)

- JR、私鉄、バス等の交通事業者に対して、主要駅等における検温の実施等の協力を依頼

6 大学等へのお願い

(特措法24条第9項に基づく要請)

大学等に対しては、以下の対応を要請します。

1. 授業の実施方法

- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため、オンラインの積極的な活用、またはクラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避

2. 感染防止策の徹底

- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底
- 発熱等の症状がある場合は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底

3. 感染リスクの高い活動の自粛

- 学生に対し、以下の行動の自粛徹底を呼びかけ
 - ・ クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や他校との練習試合)および課外活動
 - ・ 多人数が接触する活動および前後の会食
 - ・ 旅行・帰省や、友人宅での飲み会

7 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応

県立学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」※における地域の感染レベルをレベル2からレベル3に引き上げ、以下の対応を行う。

※文部科学省の衛生管理マニュアルを踏まえ、県教育委員会が定めた学校の行動基準

県立学校等の感染対策のポイント

- 修学旅行は発令期間中に出発する旅行は延期
- 部活動は実施しない
 - ・ただし、全国・近畿大会等の公式大会への参加は可能とし、同大会に向けた練習については感染症対策を徹底して実施可能とする
- 学園祭・体育祭は準備行為を含め、延期または中止
- 登校等は各学校の実態を踏まえ、公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校ができるよう授業時間帯の変更や短縮授業の実施も可能とする
- びわ湖フローティングスクールは延期

※ 市町教育委員会に対して、上記内容を参考送付

8 県立施設の対応等

	内容	時期
●	県立施設については、休館または開館時間を短縮(詳細は別紙1)	(8/8~9/12)
●	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖	(8/7~9/12)
●	「今こそ滋賀を旅しよう！」	<ul style="list-style-type: none"> 新規販売を一時停止(8/5~) 緊急事態宣言中の新規予約は停止
●	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止(8/5~)
●	GoToEat ※事業者には、早期の認証取得を要請	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き新規発行の一時停止 購入済の食事券等の利用もお控えください。

主な県立施設の状況

【令和3年8月26日更新】

別紙1

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
県民交流センター	大津市におの浜1-1-20	077-527-3315	全館	9:00~21:00※注1 収容率50%以内	8月27日~9月12日	収容率の変更
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00~21:00※注2 収容率50%以内	8月27日~9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	9:00~21:00※注2 収容率50%以内	8月27日~9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
希望が丘文化公園	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	芝生ランド等の広場および駐車場以外の施設	利用休止	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限
美術館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-543-2111	全館	展示入替のため 休館中	8月23日~9月17日	
安土城考古博物館	近江八幡市安土町下豊浦6678	0748-46-2424	全館	入館者 1部屋50人以内	8月27日~9月12日	入館者数の制限
長浜バイオ大学ドーム(長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	休館	8月27日~9月12日	
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	休館	8月27日~9月12日	
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	休館	8月27日~9月12日	
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	休館	8月27日~9月12日	
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館	休館	8月27日~9月12日	
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	休館	8月27日~9月12日	
オセアンBCスタジアム彦根(彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	休館	8月27日~9月12日	
関西みらいローイングセンター(琵琶湖漕艇場)	大津市玉野浦6-1	077-545-2165	全館	休館	8月27日~9月12日	
ライフル射撃場	大津市大石東町鉦峠	077-546-0983	全館	休館	8月27日~9月12日	
OSPホッケースタジアム(伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	休館	8月27日~9月12日	
柳が崎ヨットハーバー	大津市柳が崎1-2	077-527-1141	全館	休館	8月27日~9月12日	
琵琶湖博物館	草津市下物町1091	077-568-4811	全館	休館	8月27日~9月12日	
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設	閉鎖、利用休止	8月7日~9月12日	
苗鹿公園	大津市苗鹿三丁目1番1号	077-579-4816	駐車場、テニスコート	閉鎖、利用休止	8月27日~9月12日	
淡海環境プラザ	草津市矢橋町字帰帆2108	077-569-5306	全館	休館	8月27日~9月12日	
近江富士花緑公園	野洲市三上519	077-586-1930	宿泊施設、バーベキュー場	利用休止	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限
平和祈念館	東近江市下中野町431	0749-46-0300	全館	休館	8月27日~9月12日	
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	(1)スポーツ施設 (2)会議室	(1)利用休止 (2)9:30~17:00 (会議利用のみ)	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限 開館時間の短縮
視覚障害者センター	彦根市松原1丁目12-17	0749-22-7901	点字図書館	来館利用の制限 (電話・メール対応のみ)	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
びわ湖こどもの国	高島市安曇川町北船木2981	0740-34-1392	虹の家(宿泊利用)キャンプ場	利用休止	8月28日～9月12日	駐車場、芝生広場、虹の家(宿泊除く)は利用可能
動物保護管理センター	湖南市岩根136-98	0748-75-1911	啓発施設	利用休止	8月27日～9月12日	譲渡前講習会は事前予約制に制限
男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-3751	全館	9:00～20:00 収容率50%以内	8月8日～9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	0748-83-0909	陶芸館	入館者50人以内	8月27日～9月5日	陶芸館の展示は9/5まで
畜産技術振興センター	蒲生郡日野町山本695	0748-52-1221	ふれあい広場	閉鎖、利用休止	8月27日～9月12日	
醒井養鱒場	米原市上丹生	0749-54-0301	全域	休場	8月27日～9月12日	
琵琶湖岸の県営都市公園(湖岸緑地)・自然公園園地		077-528-4281 077-528-3481	駐車場、バーベキュー・キャンプ	閉鎖、利用休止	8月7日～9月12日	
奥びわスポーツの森	長浜市早崎町1667	0749-72-2548	多目的運動広場 テニスコート グラウンドゴルフ場 会議室	利用休止	8月27日～9月12日	一部施設の利用制限
びわこ文化公園	大津市瀬田南大萱1740-1	077-543-5831	集会室 茶室夕照庵	利用休止	8月27日～9月12日	一部施設の利用制限
長浜バイオ大学ドーム宿泊研修館(長浜ドーム宿泊研修館)	長浜市田村町1411-1	0749-64-2880	全館	原則開館 ただし、個人利用は一部制限あり	当面の間	
図書館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-548-9691	全館	通常どおり (混雑状況により、入館制限をする可能性あり)	8月27日～9月12日	・短時間(30分以内)利用の呼びかけ ・座席の削減
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルびわこ)	8:00～20:00	8月8日～9月12日	開館時間の短縮

※注1 イベント開催がない場合は19時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※注2 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 休館や営業時間の短縮等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

滋賀県における緊急事態措置 による事業者支援について

9. 飲食店等に対する協力金

10. 飲食店等以外に対する協力金

11. 酒類販売事業者に対する支援金

12. 事業継続支援金

13. 中小企業者の資金繰りに対する支援

9 - 1 飲食店等に対する協力金

●まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

対象区域	重点措置を講じる区域 (県内13市)	その他の区域 (県内6町)
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 3万円/日～10万円/日	1店舗あたり売上高に応じ 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※) ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額	

※中小企業等については、早期給付を実施（8月16日～27日）
重点措置を講じる区域：36万円、その他の区域：30万円

9 - 2 飲食店等に対する協力金

● 緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

対象区域	<u>緊急事態措置を講じる区域</u> <u>（県内全域）</u>
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ <u>4</u> 万円/日～10万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 （中小企業も選択可。上限20万円※） ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額
<u>カラオケ店</u>	<u>食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店</u> <u>（売上高等に関わらず一律2万円）</u>

10-1 飲食店等以外に対する協力金

● まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

■ 対象地域 重点措置を講じる区域（県内13市）

■ 支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000㎡超の施設)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設について
は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

10-2 飲食店等以外に対する協力金

● 緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

■ 対象地域 緊急事態措置を講じる区域（県内全域）

■ 支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000㎡超の施設)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設について
は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

11 酒類販売事業者に対する支援金

対象月	8月および9月
対象者	酒類販売事業者
要件	<ul style="list-style-type: none">・ 県内に本社または本店があること。・ 国の月次支援金の給付決定を受けていること。・ まん延防止等重点措置の適用および緊急事態宣言による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請・休業要請に応じた飲食店との取引があること。・ 月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること。
支給金額	<p>以下の①または②のいずれか小さい金額</p> <p>①ア 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>50%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限20万円/月</u>、個人事業主：<u>上限10万円/月</u></p> <p>イ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>70%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限40万円/月</u>、個人事業主：<u>上限20万円/月</u></p> <p>ウ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>90%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限60万円/月</u>、個人事業主：<u>上限30万円/月</u></p> <p>②売上減少額から月次支援金の給付額を控除した額</p>

※事業継続支援金（第1期・⁸⁵第2期・第3期）との併給可
27

12-1 事業継続支援金（第2期）

対象月	7 - 8月	
対象者	<p>ア:国の「月次支援金」を2021年の7月～8月のいずれかの月で受給した県内中小企業等</p> <p>イ:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の7月～8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは7月と8月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等</p>	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第3期）との併給可
 ※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

12-2 事業継続支援金（第3期）

対象月	9 - 10月	
対象者	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の9月～10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは9月と10月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

- ※協力金、事業継続支援金（第1期・第2期）との併給可
- ※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

13 中小企業者の資金繰りに対する支援

資金名	短期事業資金（コロナ枠）
資金用途	・商品の仕入れ、代金決済、従業員等の給与等に要する運転資金 ・ <u>国や県等が交付する補助金等が交付されるまでのつなぎ資金</u>
融資対象者	中小企業者（原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円である者に限る。）、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合
融資限度額	<u>1,000万円</u> （従来：1,500万円）
融資利率	年2.2% <u>以内</u> （従来：年2.2%）
融資期間	1年以内
信用保証	<u>必ず保証付き</u> （従来：必要に応じて保証） 保証料率年0% <u>（全額、県が補助）</u> （従来：保証料率年0.45%～1.9%）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる

※従来の「短期事業資金（通常枠）」に、コロナ枠を追加

14 月次支援金（国）

要件		<ul style="list-style-type: none"> 対象月の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること 2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少
給付額		2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上
給付額 上限	中小法人等	上限20万円／月
	個人事業者等	上限10万円／月

※協力金との併給不可

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

新型コロナウイルス感染拡大防止システム



『もしサポ滋賀』



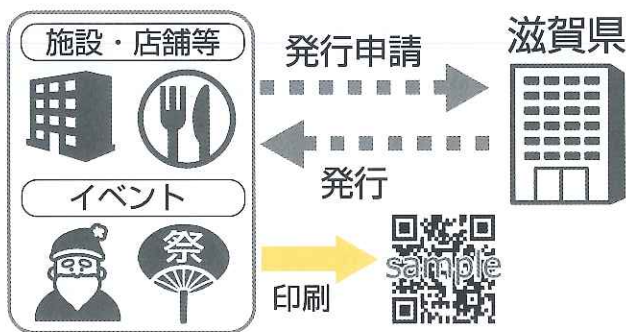
～ 事業者の皆様へのご案内 ～

システムの概要

- 滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、県内の施設等を利用する際、QRコードを活用して利用者自身が施設等の利用歴を登録していただくことで安心して施設等をご利用いただくためのシステムをスタート
- 施設等を利用された方の感染が後日判明し、濃厚接触の疑いがある方には、滋賀県からLINEによりお知らせします。

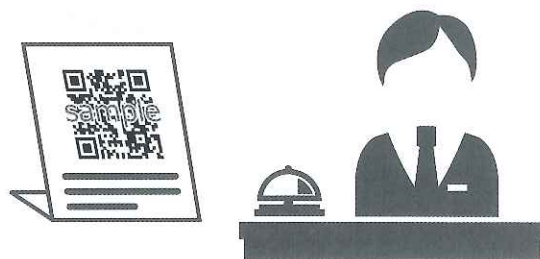
施設等がQRコードを発行申請

WebフォームからQRコードの発行を申請する



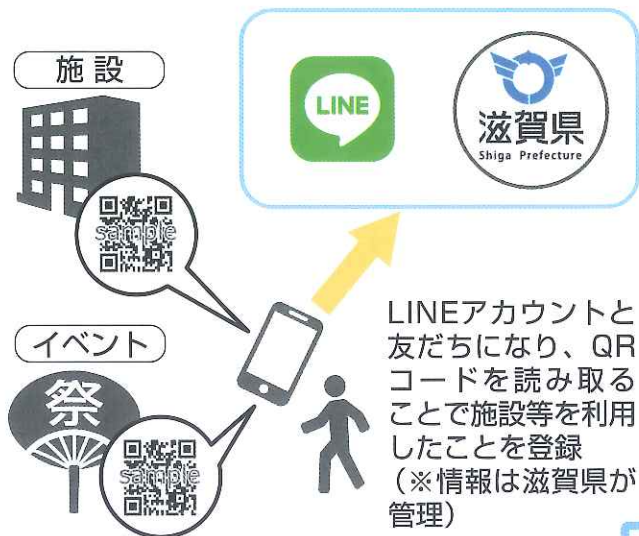
QRコードを施設等で掲示

発行を受けたQRコードを施設やイベントの受付・入口等に掲示して、施設利用者に読み取りを呼びかける



利用者がQRコードを読み取り

利用者は施設等を訪れたときにQRコードを読み取る



滋賀県からお知らせ

同じ施設等の利用者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合には対象者にLINEメッセージでお知らせする。



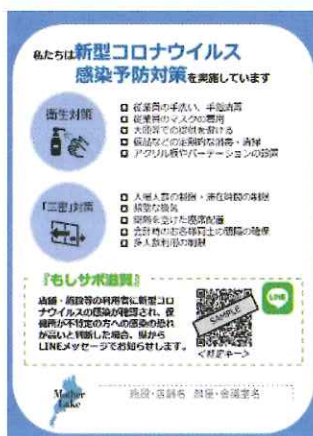
1

「感染予防対策実施宣言書」

宣言書の概要

- 施設等でどのような感染予防対策を実施しているか、一覧で示すことが可能です。
- 宣言書を掲示することで、来訪された方に、感染予防対策に取り組んでいることを分かりやすく示すことができます。

宣言書1



宣言書2



「もしサポ滋賀」QRコード・宣言書の取得方法

以下のURLまたはQRコードから専用サイトにアクセスして事業所等の情報、施設で行っている感染予防対策を登録していただくことで、発行されます。

URL <https://shiga.qr.liny.jp/entry>



【QRコード】

QRコード・宣言書の取得手順

- 手順1 業態・事業所名・事業所住所・連絡先等を入力
- 手順2 施設等で実施している感染予防対策を選択 ※宣言書を取得しない場合は入力不要です。
- 手順3 入力内容を確認し申請（申請ボタンをクリック）
- 手順4 発行されたQRコード・宣言書をダウンロード・印刷し、掲示してください。

「もしサポ滋賀」の詳細はこちら

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/312530.html>



「宣言書」の詳細はこちら

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/313723.html>



陽性者の療養先調整について(R4.9.26~)

滋賀県COVID-19災害コントロールセンター

【調整時の確認事項】

発生届・陽性者登録の有無
(いずれもHER-SYS IDが存在)

【入院調整の場合】

発生届がない場合、調整先医療機関へ発生届提出依頼

【緊急時:発生届・陽性者登録がない場合】

受診による陽性を確認した場合、調整
調整先医療機関へ発生届提出依頼

入院調整

**受入
医療機関**
(発生届ない場合)
入院に伴う発生届
作成

発生届提出

保
健
所

発生届
+
調整
依頼
(当初)

入所調整

調整依頼
(症状悪化時等)

調整依頼
(症状悪化時等)

保 健 所

滋賀県自宅療養者等支援センター

宿泊療養施設

発生届あり

発生届なし
※治療薬投与時等
には発生届作成

自宅療養

発生届あり

発生届なし
※治療薬投与時等
には発生届作成

依頼

陽性者登録

発生届提出

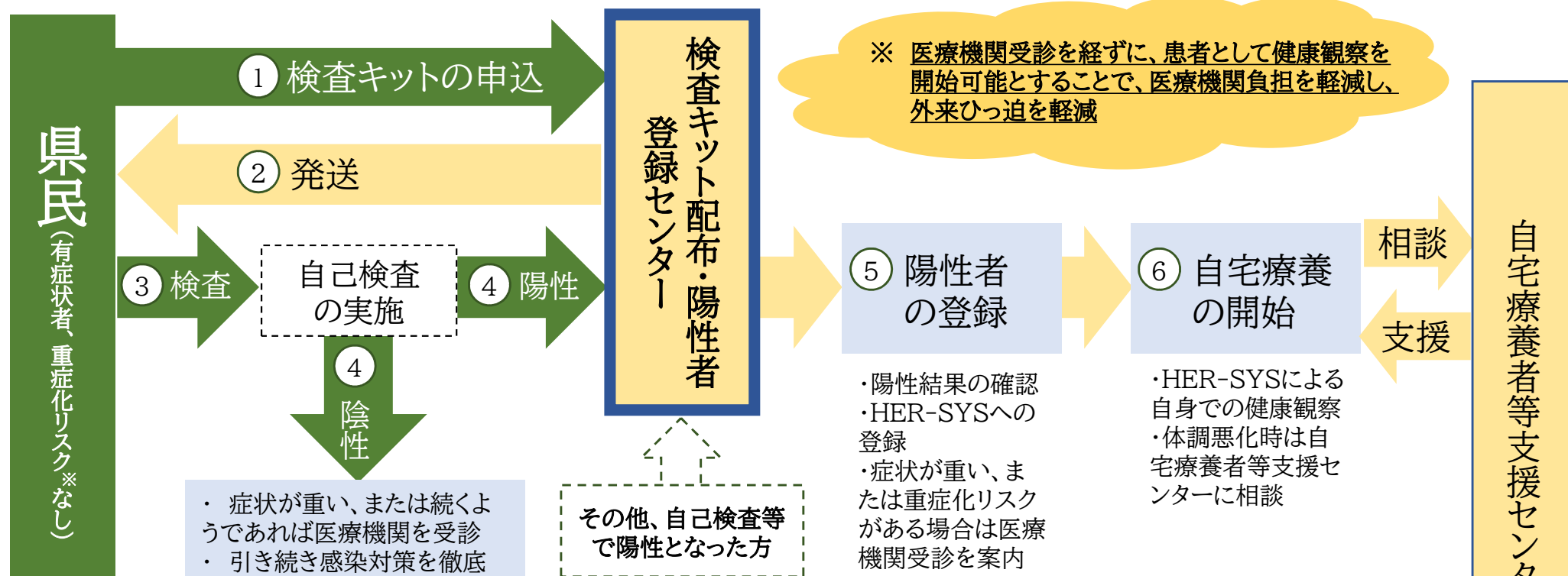
バックアップ病院(指導医)
※治療薬投与等に伴う発生届作成

・滋賀県検査キット配布・陽性者登録センター
・滋賀県新型コロナ診断後申告窓口

検査キット配布・陽性者登録センターの運用開始について

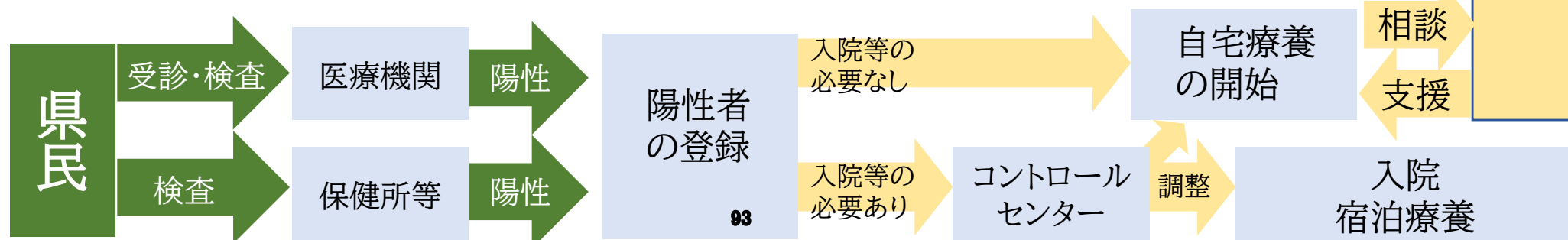
- 医療機関ひっ迫を緩和するため、外来受診前の有症状者等に対して個人宅配送により抗原定性検査キットを配布
- 自己検査等により陽性と判明した場合に、外来受診を経ることなく迅速に療養に繋がられるよう陽性者登録センターを設置
- 医療機関を受診する等の既存の仕組みに加え、自己検査等による陽性判明者を登録する新たな仕組みとして設置

新たな検査・陽性者登録の仕組み



※ 重症化リスク:慢性腎臓病、慢性呼吸器疾患、悪性腫瘍など

既存の仕組み



宿泊療養施設の機能強化

ホテルピアザびわ湖を高齢者等のための宿泊療養施設として活用

受入対象想定

重症化リスクを有するなど特別な配慮を要する高齢者等で、何らかの見守りや手助けが必要な軽症患者

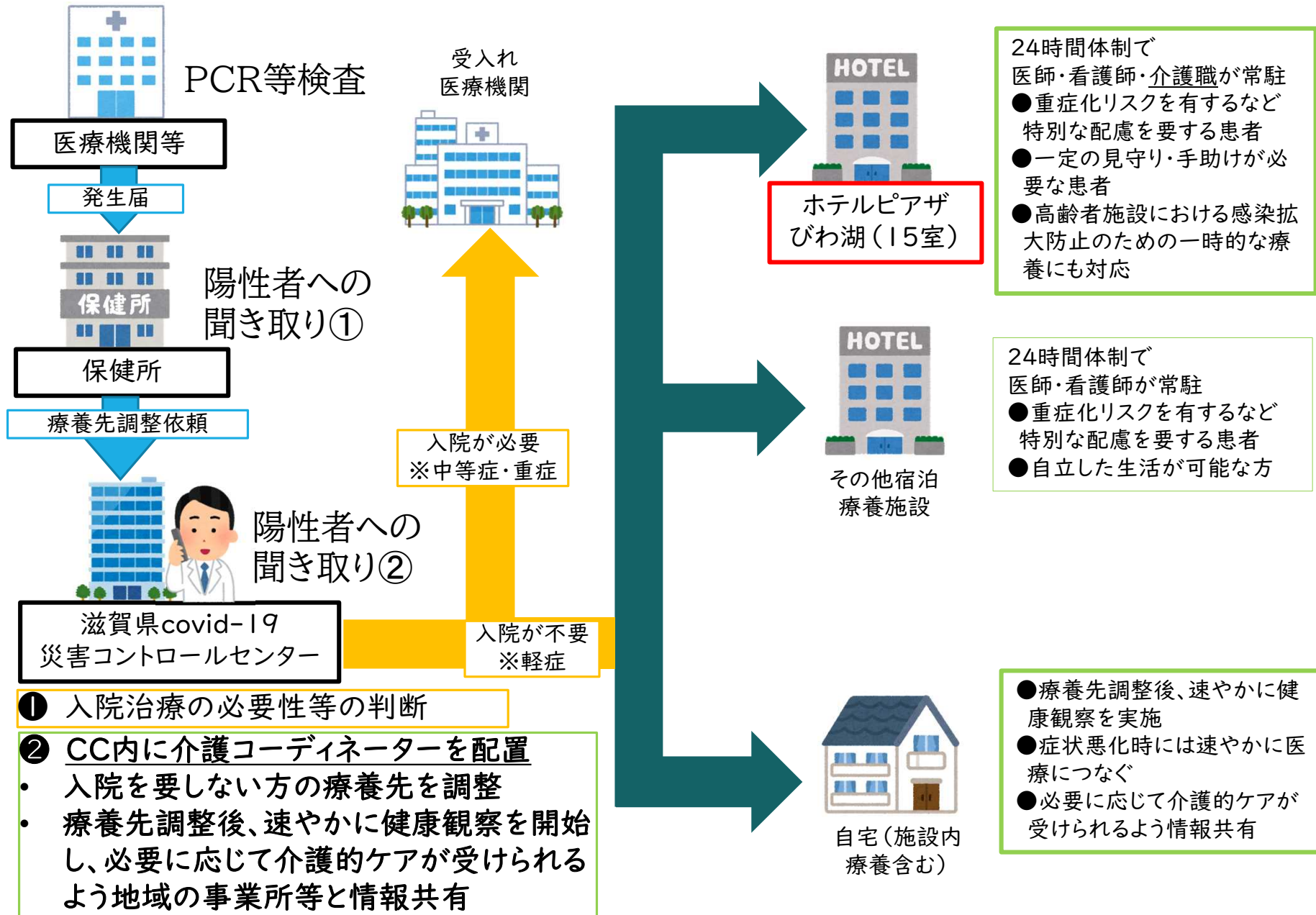
- コロナ患者としては軽症であるが、入院対応となっていた方を受け入れることで、受入医療機関の負担軽減を図るとともに、やむを得ず自宅療養となっていた方に対して、患者により添った対応を行う。

体制

- 医師・看護師に加え、介護職を配置し手助けが必要な方に対応。ADL(日常生活動作)の低下を防止するために運動等を実施。
- 個室ではなく、大部屋を療養場所に利用することで、常時見守りを行う。
- 施設面(段差解消やトイレへの手すり設置等のバリアフリー化)、食事面でも療養者に配慮した見直しを実施
- 必要に応じて、中和抗体薬・経口治療薬を投与。症状急変時には、転院までの間、酸素投与等必要な医療行為を実施
- コントロールセンター内に介護コーディネーターを配置
- 最大15名を受け入れ

運用開始予定日 5月2日

高齢者等に対する療養先調整について



滋賀県COVID-19災害コントロールセンターの機能強化

コントロールセンター内に介護コーディネーターを配置

- 療養者のうち、入院を要しない高齢者等の療養先調整などを担当
- ✓ 災害医療コーディネーターが入院を要しないと判断した場合、介護的な観点から療養者の情報を収集し、ピアザでの療養を判断。ピアザとの情報共有。
- ✓ B-ICAT(びわこ感染制御支援チーム)の協力を得て派遣。
- ✓ 介護的ケアが必要な方がやむを得ず自宅(施設内)療養となる場合、引き続きサービスを利用できるよう事業所等と情報共有。事業所等との調整状況について保健所とも情報共有を図ることにより、リスクに応じた健康観察が実施できるよう対応。
 - 在宅要介護高齢者が感染した場合に、訪問系の介護サービス事業所における取組に従い感染対策を実施したうえで、サービス提供を継続するよう依頼(令和4年2月25日付け通知)。
 - 利用者の陽性判明によりサービスの中断が生じないように引き続き関係事業所と協力して対応する。

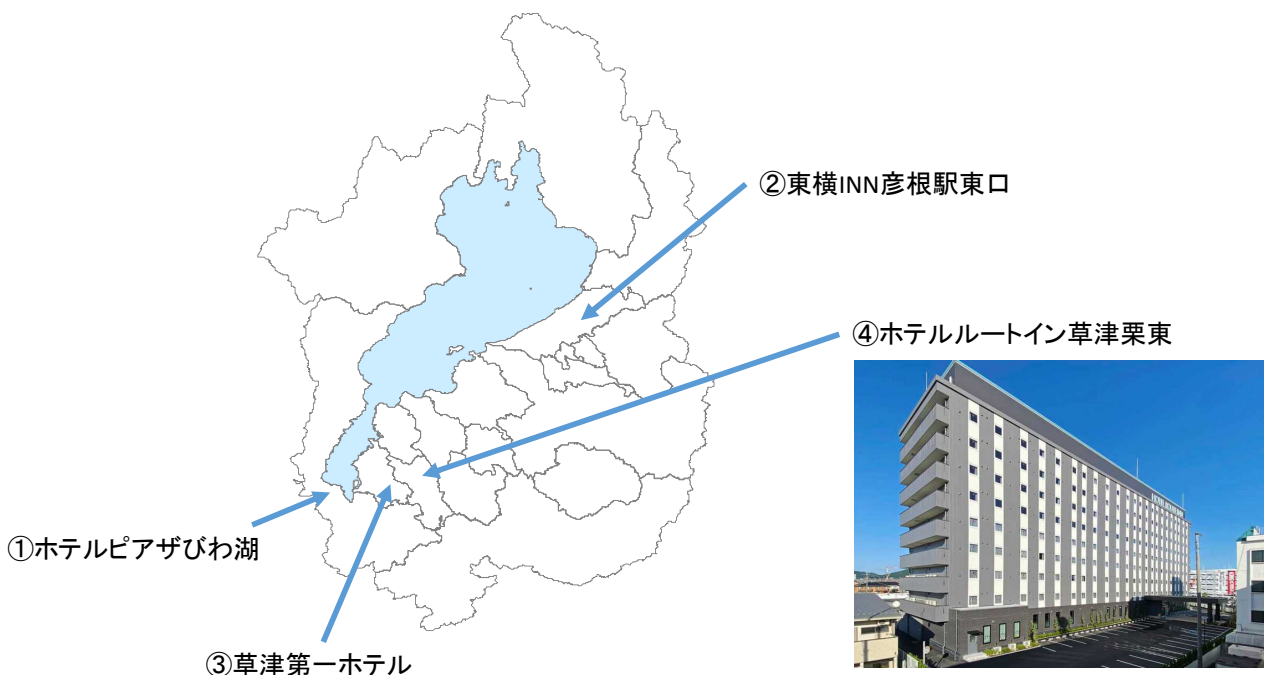
滋賀県宿泊療養施設 ホテルルートイン草津栗東の運営について (2021.7.15時点)

令和3年7月15日
滋賀県健康医療福祉部 感染症対策課

1

県内の宿泊療養施設について

- ① ホテルピアザびわ湖(大津市内)・・・62室
- ② 東横INN彦根駅東口(彦根市内)・・・209室
- ③ 草津第一ホテル(草津市内)・・・129室
- ④ ホテルルートイン草津栗東(栗東市内)・・・277室



施設概要

<ホテルルートイン草津栗東の概要>

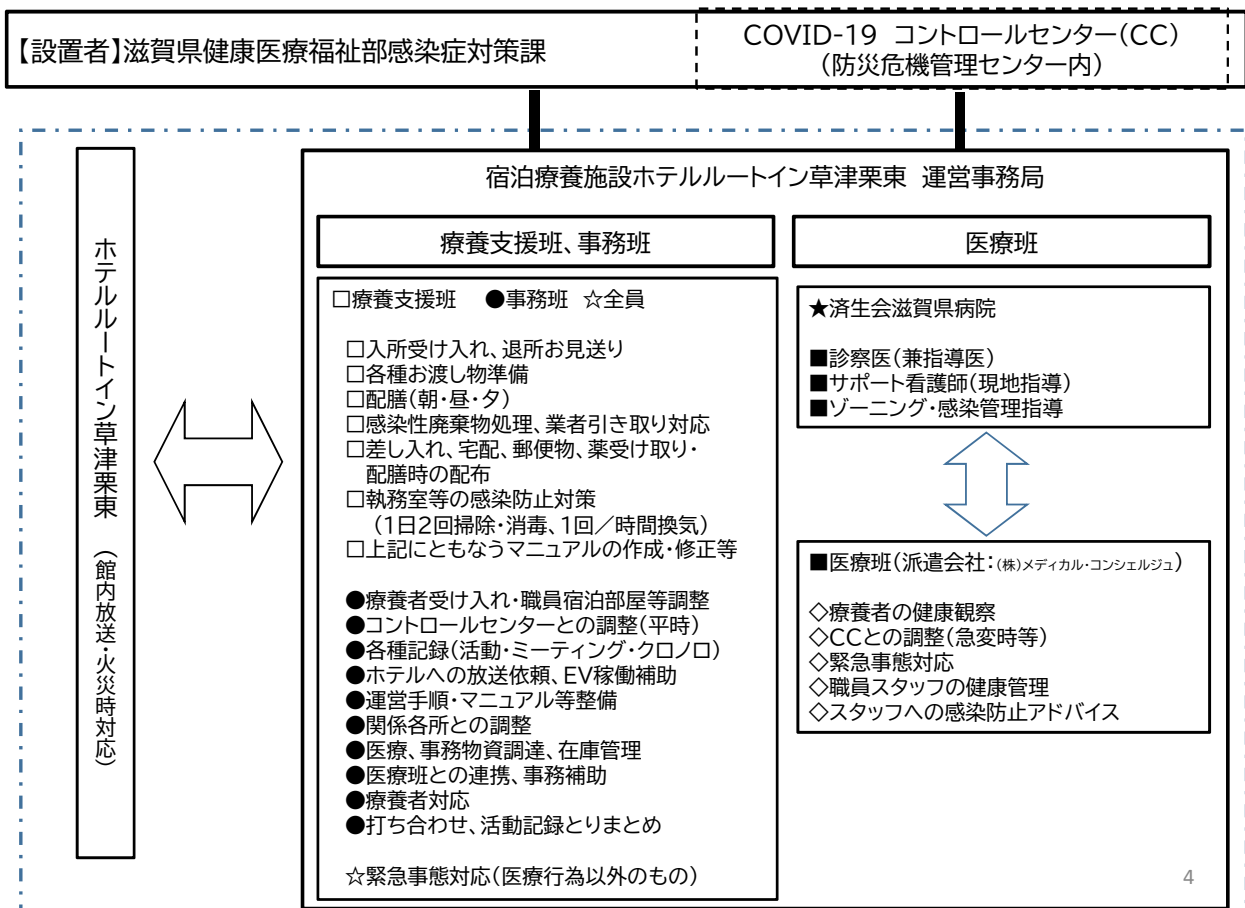
- ✓ 所在地: 栗東市大橋六丁目6-40
- ✓ 全333室
- ✓ 駐車場197台
- ✓ 名神高速栗東ICより車で2分
- ✓ 手原駅まで車で3分、栗東駅まで車で11分
- ✓ 済生会滋賀県病院まで車で3分



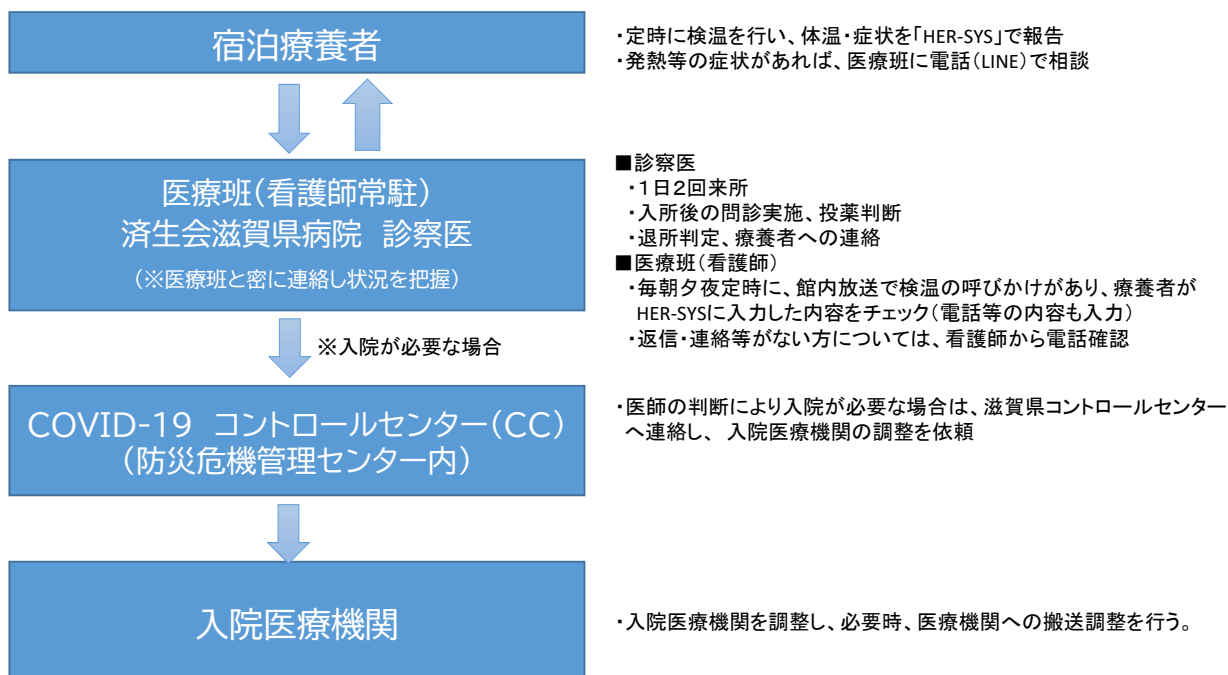
<特徴>

- 施設規模が最大 (利用室数277室、駐車場約200台)
- 事務局長・事務班業務も含めて、外部委託化
- 稼働率向上のため問診スペースを2か所設置
- 済生会滋賀県病院をバックアップ病院として医療機能を強化 (1日2回の医師の問診、状態に応じた酸素投与、投薬)

運営体制



宿泊療養中の健康管理体制 (R3.7.12時点)



5

主なスケジュール

- 7:00 健康報告(HER-SYS)
- 7:30 朝食配膳・ゴミ箱回収(感染性廃棄物として取扱)(R)
- 9:00 定時ミーティング
- 9:00～11:30過ぎまで 退所対応(R) ※退所がない時間は入所対応も有
- 10:00～ 看護師による体調確認
- 12:00 昼食配膳・ゴミ回収(R)
- 13:30～20:00過ぎ 入所対応(R) (最短で10分間隔) ※退所対応が入ることも有
 ※差し入れ・宅配等対応①11:10～12:10 ② 13:30～15:30 (①②以外は要相談)
 ※転院等対応(容態悪化や急変時など)
- 14:00～ 健康報告(HER-SYS)
- 15:30 定時清掃
- 16:30 定時ミーティング
- 18:00 夕食配膳・ゴミ回収(R)
- 20:00～ 健康報告(HER-SYS)

※R: 支援班が防護服を着用して作業(緊急の薬の処方やインキー対応時も)

6

高齢者の療養に向けた宿泊療養施設のさらなる活用

第7波における入院・療養の課題

- 5月からホテルピアザびわ湖を高齢者等宿泊療養施設として運用変更。
- 7月からの3か月間で高齢者施設でのクラスターが152箇所確認
- 8月には臨時の医療施設でも高齢者を受け入れてきたが、県内東北部での高齢者の感染も多数発生しており、ホテルピアザびわ湖までの長時間の移送が患者の負担となる。



介護が必要な高齢者が安心して療養いただける場所のさらなる確保が必要

【対応案】

ヴォーリス記念病院(旧病棟)を高齢者専用の宿泊療養施設として運用

【受入対象想定】

重症化リスクを有するなど特別な配慮を要する高齢者で、何らかの見守りや手助けが必要な軽症患者

体制

- 医師・看護師に加え、介護職を配置し手助けが必要な方に対応。ADL(日常生活動作)の低下を防止するために運動等を実施。
- 施設面ではバリアフリー化された旧緩和ケア病棟を活用し、常時見守りを行う。
- ヴォーリス記念病院によるバックアップ体制の確保。
- コントロールセンター内に配置している介護コーディネーターによる調整
 - 令和4年5月から療養者のうち、入院を要しない高齢者等の療養先調整などを担当
 - ✓ 災害医療コーディネーターが入院を要しないと判断した場合、介護的な観点から療養者の情報を収集し、高齢者等宿泊療養施設での療養を判断
 - ✓ B-ICAT(びわこ感染制御支援チーム)の協力を得て派遣。
- 最大16名を受け入れ

運用開始日 12月13日

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養について

滋賀県では新型コロナウイルス感染症の重症者等に対する十分な医療提供体制の確保のため、新型コロナウイルスに関する検査結果が陽性であって、入院を要しない場合で特別な配慮が必要な方については、宿泊療養施設での療養を行っていただく場合があります。

宿泊療養施設での療養期間中は、常駐する医療従事者が健康観察を行いますのでご安心ください。

宿泊療養となった場合の連絡について

① 新型コロナウイルスに関する検査で陽性と判定された場合

滋賀県の新型コロナウイルス患者の入院先等を調整しているコントロールセンターにおいて、ご本人の容態や、病院の空床状況、ご家族の状況等から、入院先や宿泊療養施設を決定します。

② 宿泊療養施設での療養となる場合

コントロールセンターからご本人に症状等を確認したうえで、宿泊療養施設での療養を決定します。宿泊療養となる場合、コントロールセンターで入所時間や移送手段等をご本人や宿泊施設等と調整し、ご本人に連絡を行います。

また、宿泊療養施設に到着後に入所に際してのオリエンテーションを行います。このとき、LINEのアカウントをお持ちの方は、療養中の連絡手段として使用いたしますので、医療担当者とLINEの友達登録を行いますこと、ご承知おきください。

入所時の持ち物・準備物について

◆ 事前準備

下記の持ち物・準備物を参考に、ご家族に連絡するなどして、10日程度の外泊を想定して宿泊療養の準備を行ってください。

なお、基本的に自宅にあるものでご用意いただき、足りないものについては家族等に依頼して購入するなど、ご本人または濃厚接触者が外出しない方法でご準備ください。居室に常備されているアメニティ類はございませんのでご留意ください。また、洗濯機等の共用物もご利用できません。

◆ 持ち物・準備物

- 保険証、母子手帳（妊娠されている方）
- 服用中の薬剤、お薬手帳
- 健康管理に必要なもの（血圧計、CPAP（睡眠時無呼吸症候群の治療器）、血糖測定器、インスリン等）
- 筆記用具
- 衣類（着替え、パジャマ、室内履き（スリッパ）等）
- 洗面用具等（歯ブラシ、歯磨き粉、ハンドソープ、ボディソープ、シャンプー・リンス、ひげそり、くし、化粧品、ティッシュ等）
- 洗濯用具（洗剤、ハンガー・洗濯ばさみ 等）※漂白剤は使用禁止
- 食事用具（はし、スプーン、湯飲み 等）
- タオル類（バスタオル、フェイスタオル、バスマット、ふきん 等）
- 娯楽関係（スマートフォン、タブレット端末、充電器、本など娯楽に必要なもの 等）
- その他（掃除用具、体温調整用のブランケット 等）

※小さいお子さんを連れて入所される方は、以下の物品を持参いただくことをお勧めします。

- 子ども用のおやつ・飲み物（現地では大人用の弁当、水しか提供していません）、おねしょシート、おむつ、小児用便座 等

※次のものは用意されています…トイレトーパー、寝具、マスク、ごみ袋、体温計

※たばこ、酒・ビール等のアルコール、生もの、騒音を出すものは持ち込み禁止です。

差し入れについて

ご家族やお知り合いからの差し入れは可能ですが、お受けできるものについては、下記の例示をご参照ください。

また、差し入れがある方は、あらかじめ入所される宿泊療養施設の事務局にご連絡ください。ご来訪時間や受取場所、連絡方法等を調整させていただきます。

※ 事前のご連絡を受けていない差し入れは、受付できない場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

※ 濃厚接触者の方からの差し入れは原則不可です。

【例示】

◆差し入れ可能なもの（食品）※季節・気温等によってお断りする場合があります。

☆常温保存のできるもの（インスタント食品、フリーズドライ食品、菓子類（生菓子は不可）、フルーツ、パウチゼリー、ペットボトル飲料等）

※ フルーツ類は、手で皮がむけるもの、洗ってそのまま食べられるものに限りです。

※ ジュース等の飲料類も常温保存できるものに限りです。

☆コンビニ等で売っている消費期限が明確な弁当類やおにぎり等

※ 電子レンジはありませんので、食べる前の温めはできません。

また、食品衛生上の安全の確保のため、温めてから差し入れていただくことはできません。

☆個包装されていて、常温で管理ができ、日持ちするもの（パン売り場の菓子パン、調理パン）

◆差し入れできないもの（食品）

☆アルコールを含む飲み物

☆生もの（刺身、お寿司等）

☆家庭で調理したもの

☆冷凍食品（アイスクリーム等）

☆保存方法が要冷蔵のもの。または、冷蔵にて保存することが通常と考えられるもの

☆ファストフードや弁当屋等購入時に温かい状態で提供される商品

◆差し入れできないもの（食品以外）

☆たばこ（加熱式たばこを含む）

☆危険物（包丁、ナイフ等を含む）

☆騒音を出すもの

☆冷暖房器具（電気毛布を含む）

宿泊療養における費用負担について

新型コロナウイルス感染症の療養のための宿泊費用、食事代等はありません。

ただし、新型コロナウイルス感染症以外の医療が必要となった場合は、別途ご自身での負担が発生します。

○ 宿泊費用、食事代 → 費用負担はありません。

○ 診療費、薬剤費

・ 新型コロナウイルス感染症に関連する医療 → 費用負担はありません。
（例）発熱や咳、のどの痛みに対する治療等

・ 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療 → 自己負担が発生します。
（例）持病の治療、持参薬の継続処方等

高齢者等宿泊療養施設での宿泊療養について

宿泊療養施設の安全・円滑な運用のためには、皆様からのご協力が不可欠です。療養者の方にはご不便をおかけする点もございますこと、あらかじめご了承ください。

- 大きなフロアで、複数の療養者の方と一緒にお過ごしいただくため、食事・就寝時間等は、他の療養者の方々と併せた時間での対応となります。
- 入浴はできないため、療養期間中は清拭のみです。
- 療養施設では、看護師および介護士が24時間常駐しています。また、療養中は医師の健康観察があります。
- 対応させていただく職員は、防護服を着用しています。
- 入所時の貴重品は最低限必要なもののみとしてください。現金は療養には必要ありません。
- 新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了する数日前にご家族等に連絡させていただき、退所の日時の調整をさせていただきますので、お迎えの手段等のご準備をお願いします。

入所時の持ち物・準備物について

下記の持ち物・準備物を参考に宿泊療養の準備を行ってください。
基本的に自宅にあるものでご用意いただき、足りないものについては、ご本人または濃厚接触者が外出しない方法でご準備ください。アメニティ類はございませんのでご留意ください。

【持ち物・準備物】

※他療養者の持ち物との取り違えを防ぐために名前の記載をお願いいたします。

- 健康保険証
- 服用中のお薬（あれば頓用の薬）、お薬手帳
※服用中のお薬は、出来るだけ療養期間より多めにご持参ください。
- 衣類（着替え、パジャマ、室内履き等）
※参考枚数（7日間療養を想定）…部屋着2セット、パジャマ2セット、肌着4セット（汚れる可能性のある方は多めにご持参ください）
※施設内を移動する際は、安全を確保するためにスリッパ等は不可としています。
- 洗面用具等（歯ブラシ、歯磨き粉、義歯、ひげそり、くし等）
- めがね、ティッシュ、お尻ふき（多めにご持参ください）
- （必要な方のみ）オムツ、パット
- その他（携帯電話、充電器、本など娯楽に必要なもの等）

※用意されているもの…トイレットペーパー、寝具、マスク、ごみ袋、体温計、パルスオキシメーター

※たばこ、酒・ビール等のアルコール、生もの、騒音を出すものは持ち込み禁止です。

宿泊療養における同意について

【療養中の安全対策に関する同意】

宿泊療養施設は、療養者の安全を最優先とするため、入所による環境の変化や、病気によるさまざまな身体的、精神的影響に配慮し、危険行動を予防し適切に対応いたします。（※状況に応じて、医師の判断で薬剤等を使用することがあります。）

別紙「療養中の安全対策に関する説明書・同意書」を必ずご確認ください、ご理解、ご協力をお願いいたします。

差し入れについて

ご家族やお知り合いからの差し入れは可能ですが、お受けできるものについては、下記の例示をご参照ください。

また、差し入れがある方は、あらかじめ事務局にご連絡ください。ご来訪時間や受取場所、連絡方法等を調整させていただきます。

※事前のご連絡を受けていない差し入れは、受付できない場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

※濃厚接触者の方からの差し入れは原則不可です。

【例示】

◆差し入れできないもの

- ☆食品、飲み物
- ☆たばこ（加熱式たばこを含む）
- ☆危険物（包丁、ナイフ等を含む）
- ☆騒音を出すもの
- ☆冷暖房器具（電気毛布を含む）

宿泊療養における費用負担について

新型コロナウイルス感染症の療養のための宿泊費用、食事代等はありません。

ただし、新型コロナウイルス感染症以外の医療が必要となった場合は、別途ご自身での負担が発生します。

- 宿泊費用、食事代 ➡ 費用負担はありません。
- 診療費、薬剤費
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する医療 ➡ 費用負担はありません。
（例） 発熱や咳、のどの痛みに対する治療等
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療 ➡ 自己負担が発生します。
（例） 持病の治療、持参薬の継続処方等

別紙

療養中の安全対策に関する説明書・同意書

入所による環境の変化や、病気によるさまざまな身体的、精神的影響に配慮し、危険行動を予防し適切に対応いたします。

以下の事項についてご確認いただき、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- 本施設は療養のための一時施設です。療養期間が終了しましたら退所していただきます。
- 安全対策として離床センサーを使用することがあります。
- 安全対策として監視カメラを使用します。
- 安全に療養していただくことを最優先とし、リハビリ等を行いません。入所時よりも筋力低下する可能性があります。
- 転倒・転落に十分注意を払いますが、ご自身の体動により、あざ、打撲、骨折等が生じる可能性があります。
- 退所時、認知機能低下の可能性がります。
- 暴力行為等、他の療養者およびスタッフの身体に危険を及ぼす可能性がある場合、療養期間中であっても医師の判断で退所等の措置を行います。
- 医師の判断において、経口抗ウイルス薬およびその他薬剤を処方することがあります。
- 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療が必要となった場合、医療費は自己負担となります。

説明日：令和 年 月 日

説明者 医師： _____

上記に関する内容を確認しましたので、以上に関し同意します。

同意日：令和 年 月 日

入所者名： _____

同意者名： _____ 続柄()

Recovery Accommodation Facilities for People with Mild COVID-19 Symptoms, Etc.

In order to ensure a robust system of providing medical care for patients with severe COVID-19 infections, Shiga Prefecture requires asymptomatic patients and patients with mild medical symptoms to enter Recovery Accommodation Facilities for recuperative purposes if the results of COVID-19 tests are positive.

Rest assured that the medical staff resident in Recovery Accommodation Facilities will monitor your health condition during your stay.

Contact When You Are Required to Enter Recovery Accommodation Facilities

(1) When the result of COVID-19 test are deemed to be positive

The Control Center in charge of adjusting the place of hospitalization for COVID-19 patients will decide whether you are to enter a hospital or a Recovery Accommodation Facility in accordance with your physical condition, the number of hospital beds available, and your family circumstances, etc.

(2) When you are required to enter a Recovery Accommodation Facility

Whether you need to enter a Recovery Accommodation Facility or not will be decided by the Control Center once your symptoms have been confirmed. If it is decided that you need to enter a Recovery Accommodation Facility, the Control Center will arrange a time of check-in and a mode of transportation, etc., in alignment with the needs of the patient and facility concerned, and you will then be contacted.

An orientation session will take place once you have arrived and checked into the Recovery Accommodation Facility. If you have a LINE account, this will be used as a method of communication during your stay, and you will be requested to add the attendant doctor on LINE.

Items to Bring and Prepare When Checking In

◆ Items to Prepare in Advance

Using the following as a reference for the items to bring and prepare, contact your family, etc., and prepare sufficient items to **last for approximately a two-week stay**.

Prepare items that you already have available at home, but if you need anything else, request family members, etc., to purchase them on your behalf and make sure that neither you nor anybody who has been in close contact with you goes out into the community. Note that **no amenities will be available in your room* You will also not be able to use washing machines or any other public facilities.**

◆ Items to Bring and Prepare

- National Insurance Card, ****Mother & Child Handbook (expectant mothers only)****
 - Any medication you are taking, and your medication handbook
 - **Items necessary to health management (blood-pressure gauge, CPAP (Continuous Positive Airway Pressure unit), blood-sugar level gauge, insulin, etc.)**
 - Writing materials
 - Clothing (change of clothes, pajamas, indoor footwear (slippers), etc.)
 - Toiletries (toothbrush, toothpaste, hand soap, body soap, shampoo, rinse, razors, comb, cosmetics, tissues, etc.)
 - Laundry items (detergent, hangers, clothespin, etc.) * Bleach is not permitted
 - Tableware (chopsticks, spoon, teacup, etc.)
 - Towels (bath towels, face towels, bathmat, dish cloth, etc.)
 - Recreational items (smartphone, tablet, chargers, books, and other recreational items, etc.)
 - Miscellaneous (cleaning equipment, blankets for maintaining body warmth, etc.)
- * It is recommended that you bring the following items if an infant is to accompany you during your stay.
- Baby snacks, drinks (only bento (lunch) boxes for adults and water will be provided in the facility), rubber sheets, baby diapers, toilet seat for children, etc.

* The items provided are: Toilet paper, furniture, bedding, facemasks, garbage bags, thermometer.

* **Smoking, the consumption of wine, beer or other alcoholic drinks, uncooked raw food, and items that emit noise are not permitted.**

Item Deliveries

Family members and acquaintances are permitted to deliver items, although it is necessary to refer to the list of items that can be accepted below.

People delivering items are requested to contact the main office of the Recovery Accommodation Facility in advance. The time of arrival, the place of delivery and the method of contact will be arranged accordingly.

* Note that there are cases in which deliveries will not be accepted without advance contact.

* People who have been in close contact with COVID-19 patients are not permitted to deliver items in principle.

[Deliverable Items]

◆ **Items that may be delivered (consumable items) * Certain items may be refused due to the season or temperature, etc.**

- ☆ Items that can be stored at room temperature (instant food, freeze-dried food, snacks (perishable snacks are not permitted), fruit, jelly pouches, beverages in PET bottles, etc.)
 - * Fruit is restricted to types that can be peeled by hand and eaten without preparation after washing.
 - * Beverages are restricted to items that can be stored at room temperature.
- ☆ Bento (lunch boxes) and rice balls, etc., sold at convenience stores with the expiry date clearly listed.
 - * Microwave ovens are not available, so food cannot be heated prior to consumption. Also, preheated food may not be delivered for sanitary reasons to ensure that safety is maintained during storage.
- ☆ Packaged items that can be stored at room temperature for several days (confectionary and sandwiches, sold at bakeries)

◆ **Items that cannot be delivered ((consumable items)**

- ☆ Alcoholic drinks
- ☆ Uncooked items (sashimi, sushi, etc.)
- ☆ Home-cooked food
- ☆ Frozen food (ice cream, etc.)
- ☆ Items that required refrigeration. Also, items that usually need to be stored in a refrigerator.
- ☆ Items that are warm at the point of purchase, such as fast food and bento (lunch) boxes, etc.

◆ **Items that cannot be delivered (non-edible items)**

- ☆ Cigarettes (including heated tobacco products)
- ☆ Hazardous items (including kitchen knives and other knives)
- ☆ Items that emit noise
- ☆ Cooling and heating equipment (including electric blankets)

Cost of Staying at Recovery Accommodation Facilities

There will be no charge for accommodation and meals when staying at Recovery Accommodation Facilities for the purpose of recovering from COVID-19.

However, you will be required to pay all costs incurred for medical treatment not related to COVID-19.

- Accommodation and Meal Expenses ➡ No charge.
- Medical Treatment Fees, Cost of Medication
 - Medical fees related to COVID-19 ➡ No charge.
(Examples) Treatment for fevers, coughs and sore throats
 - Medical fees not related to COVID-19 ➡ To be paid by the recipient.
(Examples) Treatment for underlying illness, fees for non-related medication prescriptions

(1)今後の自宅療養体制について(7月15日から運用開始)

次の感染拡大に備えて、保健所業務のひっ迫を防ぎ、適切なフォローアップを含む自宅療養体制が維持できるよう保健所業務を一部外部化し、滋賀県自宅療養者等支援センターを設置する。

《今後の対応》

- ✓ 保健所、支援センターが重症化リスクに応じて健康観察を実施。
- ✓ 支援センター内に24時間受付の相談窓口を設置し、自宅療養中(施設内療養を含む)に体調が変化した方等を適切に医療につなぐ。
- ✓ 濃厚接触者に対する健康観察業務等は支援センターで一元的に対応。
- ✓ 食料品支援、パルスオキシメーターの配布、療養証明書の発行等事務についても一元的に対応。



①医療面でのフォロー

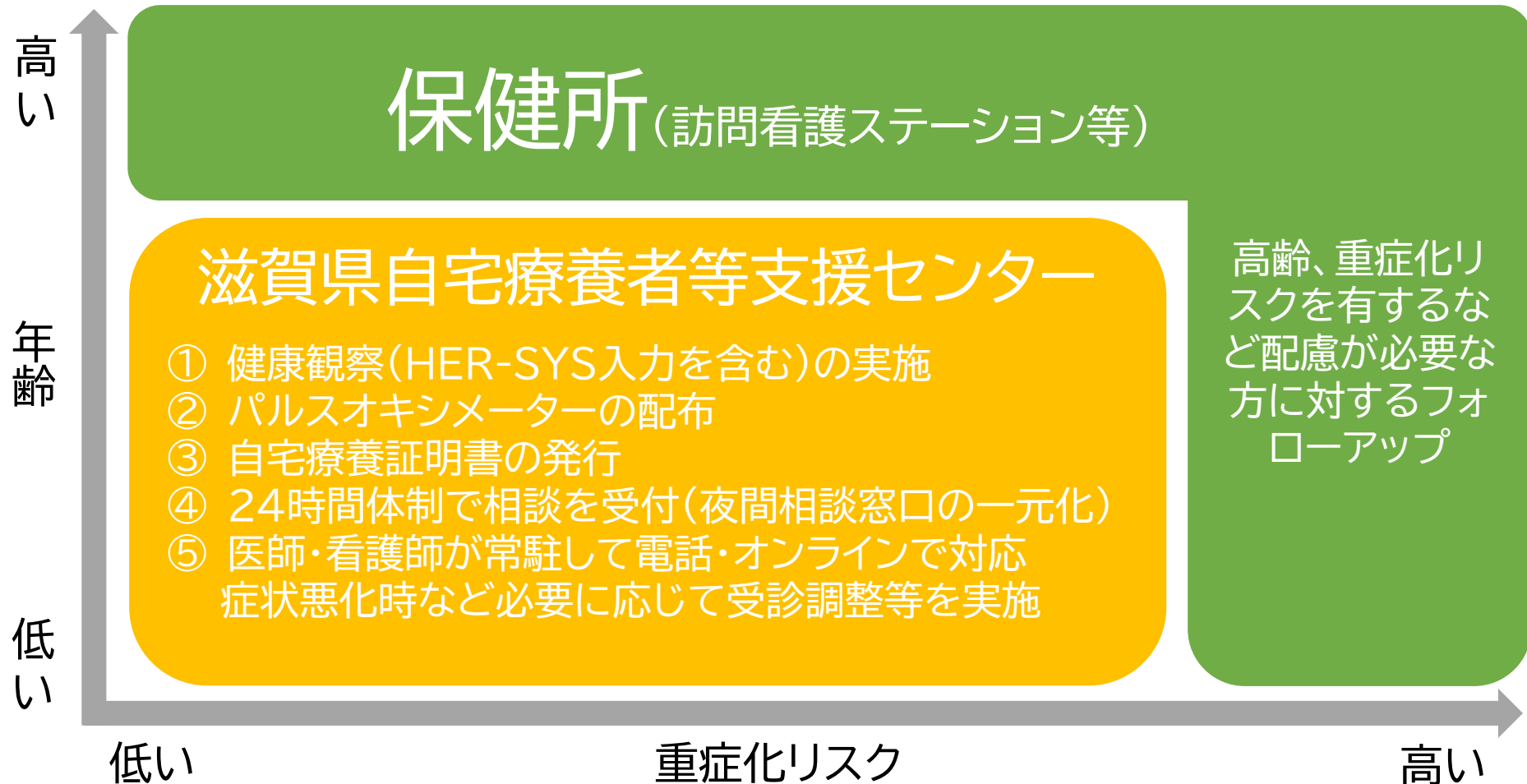
- 電話・オンラインによる症状確認
- 受診調整等
- 必要がある場合、入院調整依頼

②その他の相談

- 療養中の不安や困りごとなど
- 食料品の支援/療養証明等の手続き
- HER-SYSの入力方法 等

(2) 自宅療養者へのフォローアップ体制(イメージ)

- 自宅療養者のうち、重症化リスクが高い方等※に対して、保健所による健康観察を実施。その他の方については、「滋賀県自宅療養者等支援センター」による健康観察等を実施



※療養者の年齢(65歳以上かどうか)や、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、糖尿病、肥満(BMI30以上)等、重症化リスク因子の保有状況等を踏まえ保健所が判断

新型コロナウイルス感染症患者の方の自宅療養について

～ ご家庭内で注意いただきたいこと ～

～療養期間の考え方～

1. 有症状の方

症状が出た日を0日目として、その翌日から7日間(8日目に解除)。ただし、症状軽快後24時間経過している必要があります。

※10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2. 無症状の方(一度も症状が出ていない方)

検体採取日を0日目として、その翌日から7日間(8日目に解除)。

～療養期間中の外出自粛について～

□ 外出は避けてください。

ただし、症状軽快後24時間経過された方や無症状の方は、感染予防行動(公共交通機関を使わない、マスクを着用する等)を前提に、食料品等の買い出し等の生活に必要な最小限の外出は可能です。

□ ご友人やご近所の方とも面会できません。

感染者と1m未満の距離で15分以上面会した方は「濃厚接触者」となり、行動制限と感染のリスクがあります。ご友人やご近所の方がお越しになられても直接面会せず、電話やオンラインで親交を深めてください。

※その他詳細は別添参考資料P23～24をご確認ください。

～ 自宅での過ごし方 ～

健康状態を毎日確認しましょう

- 毎日朝夕2回体温測定をしましょう。
- 発熱や咳、鼻水・鼻づまり、倦怠感、息苦しさなどの症状はありませんか。
⇒別添参考資料P13～16をご確認ください。
- ご家族など同居されている方も熱を測るなど、体調観察をしてください。

部屋を分けましょう

- 個室にしましょう
ご家族など同居されている方とは部屋を分けて過ごしてください。
食事や寝るときも別室としてください。
子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも1m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- 極力部屋からは出ないようにしてください。
面会は最小限としてください。トイレ・お風呂など共有スペースの利用も最小限にしましょう。入浴は家族の最後にしてください。

特に参考資料P17のような緊急性の高い症状があればすぐに滋賀県自宅療養者等支援センターに連絡ください。

感染された方のお世話はできるだけ限られた方で

- 心臓・肺・腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- 同居の方もマスクをつけてください。
- 本人が使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- マスクを外すときは、ゴムやひもをつまんで、マスク表面には触れないようにしてください。
- マスクを外した後は必ず石けんで手を洗うかアルコールで手指を消毒してください。

こまめに手を洗いましょう

アルコールは70%以上のものを使用してください

- こまめに石けんで手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。⇒別添参考資料P8～9をご確認ください。

換気をしましょう

- 定期的に換気してください。
1～2時間毎に換気をしてください。(5～10分間くらい)
- 共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ドアノブ、ベッド柵などは70%以上のアルコールまたは薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしてください。
家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください。(目安となる濃度は0.05%です。例えば製品の濃度が6%の場合、水500ml+ペッドトルのキャップ1杯 分5mlなど、別添参考資料P11～12をご確認ください。)
- トイレや洗面所は通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒してください。
- タオル、衣類、食器、箸、スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- 洗浄前のものを共有しないでください。
特にタオルはトイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないでください。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- 体液で汚れた衣類、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。(糞便からウイルスが検出されることがあります。)

ゴミは密閉して捨てましょう

- 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨ててください。
その後は直ちに石けんで手を洗いましょう。アルコールでの消毒でもかまいません。
⇒別添参考資料P18～20をご確認ください。

～ 災害発生時もしくはその恐れがある時の避難について ～

- 万が一、緊急的に避難所に避難する必要がある場合は、『自宅療養者』であることを申し出てください。

新型コロナウイルスは、飛沫感染と接触感染により感染します。また、症状がなくても感染を拡大させることがあることから、自宅で療養する場合にも同居されている方や周りの方への感染予防に努めてください。
(詳細は別添参考資料をご確認ください。)



新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者として健康観察中の皆様へ

健康観察期間： 月 日までは外出を控えてください。

PCR検査の精度は100%ではありません。

また、今後発症する可能性もありますので、「陰性」と判定されても安心はできません。健康観察期間終了までは、必ず下記を遵守して下さい。

健康状態について

○体調に変化がないか**毎日の健康観察**をお願いします(別紙「健康観察票」を活用ください)

★体調に変化(発熱、せき、のどの痛みなど)があれば連絡をお願いします。

特に、**緊急性の高い症状**(別紙「新型コロナウイルス感染症に関する健康状態の確認について」を参照ください)がある場合は、必ず下記緊急連絡先に連絡してください。

○健康状態については、**毎日連絡**をお願いします

★連絡方法としては、下記の方法がありますので、事前にどの方法にするか決めましょう。

①スマートフォンを活用した連絡(SMSが届き、そこからアプリを活用します。操作が不明な場合は健康観察フォローアップセンターまでお問い合わせください。)

②メールによる連絡 → co19@pref.shiga.lg.jp

③電話による連絡 → (朝9時までに、市町名(又は保健所名)・お名前を記入の上報告すること。)

<ログインIDが必要です>
あなたのIDは _____ です

電話(携帯・固定電話)に、原則「自動音声」で9時、14時に電話がかかります。音声に従ってスマホを(プッシュホン)をタッチしてください。なお、どうしても電話を受電できなかった場合は下記「健康観察フォローアップセンター」に**直接15時まで**にご連絡ください。

生活について

家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~をご参照ください。
なお、消毒方法等は裏面を参照願います。

災害発生もしくはその恐れがある場合の対応について

○あらかじめ災害時の避難先、避難方法等を決めておきましょう。

○避難所に避難する場合には、「濃厚接触者」であることを申し出てください。

○健康観察期間中は、避難所内での他の避難者との接触を避けてください。

○災害発生等の緊急時は、現在お住まいの市町に、氏名・住所を情報提供させていただく場合がありますのでご了承ください。

濃厚接触者の皆様の健康観察は、居住地管轄保健所と滋賀県が運営している「**健康観察フォローアップセンター**」が対応します。

<緊急連絡先>

9:00~17:00 健康観察フォローアップセンター ☎ 077-528-3591

17:00~ 9:00 受診・相談センター ☎ 077-528-3621

家庭等の消毒について

手指がよく触れる場所を清潔に保つことが大切です。手や皮膚の消毒を行う場合には消毒用エタノールを、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウムも有効であることがわかっています。

※次亜塩素酸ナトリウムを金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きしてください。

場所		対象
家庭	居間 食事部屋	ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ テーブル、椅子、電話機、パソコンのキーボード等
	浴室	水道の蛇口、ドアノブ、窓の取手、照明スイッチ等
	トイレ	流水レバー、便器のフタ等
職場・ 集合住宅	共用部分	エレベーターやオートロック、コピー機等のボタン、建物出入口のドアノブやハンドル、共用トイレや給水場所の蛇口、電話機等

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。

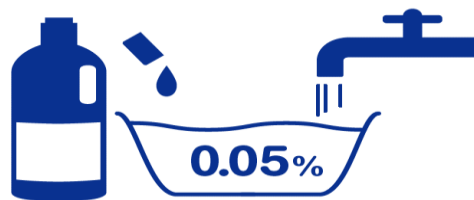


濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなどの裏面に作り方を表示しています。

- 【注意】
- ・家事用手袋を着用して行ってください。
 - ・金属は腐食することがあります。
 - ・換気をしてください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

(プライベートブランド)

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

- 【注意】
- 使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
 - 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

この書類は健康観察期間が終了するまで大切に保管下さい



新型コロナウイルス感染症に関する健康状態の確認について ～My HER-SYSでの入力をお願いします～

健康状態の入力方法

- 1 ご自身のスマートフォンからQRコード、又は、SMSで受信したURLを読み込んでください。
 - 2 初回のログインには、電子メールアドレスおよびSMSで届く(又は、保健所からお知らせした)**HER-SYS ID**が必要となります。別紙(My HER-SYSご利用ガイド)を参考としてください。
 - 3 **1日1回健康状態を入力ください。(12時までにご報告してください)**
- ※ 同一のスマートフォンやパソコンから、ご家族などをそれぞれ登録し健康状態を入力することもできます。

1. QRコード

URL : <https://www.cov19.mhlw.go.jp/>



2. ログイン画面



3. 入力画面



咳や発熱がある場合、以下のような緊急性の高い症状がある場合、その他ご不安な症状等がある場合は、下記の緊急連絡先にお電話をください

緊急性の高い症状

※はご家族などがご覧になって判断した場合はです。

表情・外見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔色が明らかに悪い※ ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・ 急に息苦しくなった ・ 胸の痛みがある ・ 肩で息をしている ・ 日常生活の中で少し動くと息があがる ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ ゼーゼーしている
意識障害等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぼんやりしている(反応が弱い)※ ・ もうろうとしている(返事がない)※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

【氏名】

_____様

【HER-SYS ID】

【緊急連絡先】

9:00～17:00 健康観察フォローアップセンター

☎ 077-528-3591

17:00～9:00 受診・相談センター

☎ 077-528-3621

(裏面)

健康観察について

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された方、感染が疑われる方(PCR検査等の結果待ちの方)、感染している可能性がある方には、健康状態の確認をお願いしています。
- 健康状態をスマートフォン等からMy HER-SYSに入力していただくことで、電話等で御確認させていただく場合より迅速に、健康状態の変化を把握でき、適切な対応へつなげることが可能となります。
- 安心してお過ごしいただくためにも、是非、健康状態の確認と、My HER-SYSに入力をお願いいたします。
- 入力いただいた健康状態に応じて、また、入力いただいていない場合や、個別にご確認させていただきたいことがある場合に、保健所の職員や、保健所から業務委託を受けた者から、個別に電話等で連絡させていただくことがあります。

入力いただいた情報の取扱いについて

- 健康状態の調査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づき、保健所を設置する都道府県や市・特別区が実施しています。皆様による健康状態の入力は、同調査への回答と位置づけられます。保健所を設置する都道府県や市・特別区は、同調査により収集した情報を感染症法に基づき国(厚生労働省)に報告することとされています。
- 入力いただいた情報は、国(厚生労働省)が運営する「新型コロナウイルス感染者等把握・管理支援システム」(HER-SYS)で管理されるとともに、感染症法に基づく業務を行う都道府県、市・特別区、厚生労働省の職員や、都道府県や市・特別区から健康状況の把握等の業務の受託した関係機関(地域の医師会等)に、それぞれの業務の実施に必要な範囲内で(※)共有されます。

※例えば以下のような場合が想定されます。
 - ・療養中の健康状態に関する情報について健康フォローアップを行う医師等に共有
 - ・受診した帰国者・接触者外来と療養先(自宅やホテル)の管轄の保健所が異なる場合の保健所間の情報共有
 - ・入院病床数や宿泊施設数の調整等に必要地域内の患者数の推移等のデータの作成に活用
- また、国(厚生労働省)は、HER-SYSに蓄積された情報を活用して、新型コロナウイルス感染症の発生状況等の統計を作成し公表します。また、統計情報をもとに、新型コロナウイルス感染症の研究に役立てます(この統計は全国や地域毎の感染者数等のデータであり、個人が特定される情報は含みません。)
- 入力いただいた情報は、上述の利用用途を含む感染症法に基づく業務の遂行その他の新型コロナウイルス感染症対策に係る業務以外の目的に利用されることはありません。
- 国(厚生労働省)がHER-SYSで管理する情報のうち、個人が特定できる情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、開示、訂正、利用停止を行うことができます。

システムにおける個人情報の取扱いに関する問合せ先
厚生労働省健康局結核感染症課
電話:03-3595-2263

厚生労働省 新型コロナウイルス患者情報等患者把握・管理支援システム ご利用ガイド（ご本人用【My HER-SYS】）

Step1

- ① URL: <https://www.cov19.mhlw.go.jp/> からアプリのトップ画面にアクセスします。
- ② 「新規登録」ボタンを押します。



上記QRコードからのアクセスも可能です

ここから新規登録をスタートします。

Step2

- ① 新規登録画面からご自身のメールアドレスを入力します。
- ② 「確認コードを送信」ボタンを押します。



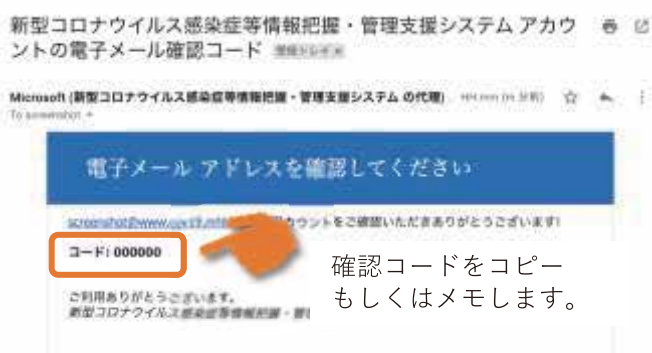
ポイント！

利用するメールアドレスに制限はありません。有効な個人のメールアドレスをご利用ください。

メールの受信拒否設定をされている方は、Step4の確認コードを受け取るために、「@microsoftonline.com」からお送りするメールを受信できるように設定してください。

Step3

- ① 登録したメールアドレスに確認コードが届きます。
- ② 確認コードをコピーもしくはメモをとってください。



*表示内容はご利用端末により異なる場合があります。

Step4

- ① トップに戻り確認コードを入力します。
- ② 「コードの確認」ボタンを押します。



Step3の確認コードを入力します。

厚生労働省 新型コロナウイルス患者情報等患者把握・管理支援システム ご利用ガイド（ご本人用【My HER-SYS】）

Step5

- ① パスワード設定画面にて任意のパスワードを入力します。
- ② 「作成」ボタンを押します。



ポイント！
パスワード作成ルール：
8桁以上とし、かつ、次のうち3つ以上を含める必要があります。

- ・小文字
- ・大文字
- ・数字
- ・記号

Step6

- ① ご自身の属性情報を入力します。
- ② リーフレットに記載のある「HER-SYS ID」（6桁または7桁）を記入します。
- ③ 「入力内容を確認する」を押下し、内容を確認の上「属性を保存する」ボタンを押して、登録完了です。



ポイント！
「HER-SYS ID」は保健所等からお配りするリーフレットに記載されています。

電話番号は、ハイフンなし・半角で入力ください。
システムに登録された情報と異なる入力をした場合、登録できないことがあります。その場合は、健康観察フォローアップセンターにお問い合わせください。

Step7 [トップ画面から健康状態を入力し報告します。]

- ① ご自身の状況を入力するため、「状況報告を入力する」ボタンを押します。



ポイント！
「パスポート番号を入力」ボタンは、訪日外国人の方で、診断年月日が入国日から28日以内の場合、表示されます。
対象の方は別紙「パスポート番号入力のお知らせ」をご参照ください。
※対象外の方は表示されません。

Step8

- ① 状況報告画面からご自身の体調等を入力してください。
- ② 「確認」ボタンを押します。
→これで完了です。



体温と酸素飽和度(SpO2)を入力し、症状の「あり」「なし」を選択してください。

この書類は健康観察期間が終了するまで大切に保管下さい

新型コロナウイルス感染症に関する健康状態の確認について ～電話での回答をお願いします～

健康状態の入力方法

・携帯電話、または固定電話にHER-SYS(ハーシス)から自動音声で電話がかかります。

・健康観察の期間中、9:00～ /14:00～ 1日2回電話がかかります。

必ず、どちらかの時間で受電し、健康状態を報告してください。

(9時に報告しても14時にも電話はかかってくるが1日1回の報告で構いません)

どちらも受電できなかった場合は、15時までに直接、下記「健康観察フォローアップセンター」にご連絡ください。

・電話の内容については、裏面「音声ガイダンスの内容」をご参照ください。

・プッシュホンで答えるだけなので、スマートフォンをお持ちでない方にもご利用いただけます。

【この番号から電話が来ます】

050-3198-0215

または

050-3311-0008



咳や発熱がある場合、以下の緊急性の高い症状がある場合、その他御不安な症状等がある場合は、下記の緊急連絡先にお電話をください。

緊急性の高い症状

※はご家族などがご覧になって判断した場合です。

表情・外見	・ 顔色が明らかに悪い※ ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	・ 息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・ 急に息苦しくなった ・ 胸の痛みがある ・ 肩で息をしている ・ 日常生活の中で少し動くと息があがる ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ ゼーゼーしている
意識障害等	・ ぼんやりしている(反応が弱い)※ ・ もうろうとしている(返事がない)※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

【氏名】

_____様

【HER-SYS ID】

【緊急連絡先】

9:00～17:00 健康観察フォローアップセンター

☎ 077-528-3591

17:00～9:00 受診・相談センター

☎ 077-528-3621

※ガイダンスの途中でも、入力することができます

※ダイヤル回線の方は、米印(*)ボタンを押してから番号を入力してください

音声ガイダンスの内容

こちらはHER-SYS(ハーシス)です。健康記録を入力してください。

ダイヤル回線の方は、米印を押してから番号を入力してください。

- 1, 体温を3桁の数字で入力してください。36.5度の場合には 3 6 5 と入力してください。
- 2, 酸素飽和度 SpO2 を数字で入力してください。
100%の場合は100と、97%の場合は097と入力してください。
不明、わからない場合は999を入力してください。
- 3, 咳、たん、鼻水がひどくなっていますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。
- 4, 呼吸困難、胸が苦しい、息が切れると感じることはありますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。
- 5, 倦怠感、起きるのが辛いと感じることはありますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。
- 6, のどの痛み、頭痛などその他気になる症状はありますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。

999 を
入力する

健康記録を登録しました。ご協力ありがとうございました。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも1m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分**（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒**しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



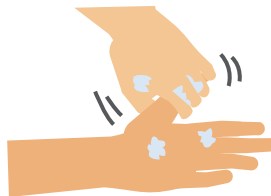
指先・爪の間を念入りにこすります。

4



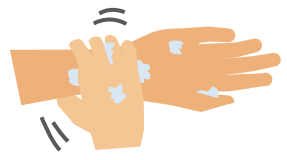
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

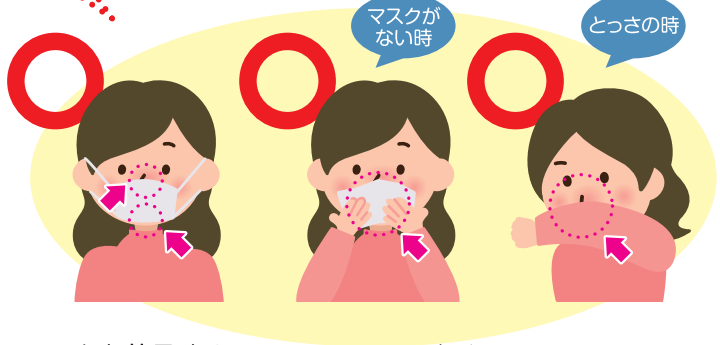
3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



健康観察中の皆様、ご家族の方へ

このたびは、健康観察が必要な状況となり、大変不安な気持ちで過ごしておられることと思います。

ウイルス等の感染は、人々の生活の中で起こることであり、感染された方やあなたの行動に問題があるわけではありません。しかし、新型コロナウイルスについては、現在、社会的な関心が高いことから、ご自身のことを責めたり、周囲の反応に胸をいためたりすることがあるかもしれません。

このようなストレス状態が長く続くと、気持ち、からだ、考え方に、さまざまな変化があらわれることがあります。

気持ちの変化

- ・不安や緊張が強い
- ・イライラする
- ・怒りっぽくなる
- ・気分の浮き沈みが激しい
- ・涙もろくなる
- ・あのときああしておけば良かったと自分を責める
- ・投げやりになる
- ・誰とも話す気にならない



からだの変化

- ・疲れやすい
- ・目まい、頭痛、肩こり
- ・吐き気、腹痛
- ・食欲不振、過食
- ・眠れない
- ・悪夢、同じ夢をくり返し見る

考え方の変化

- ・考えがまとまらない
- ・同じことをくり返し考える
- ・記憶力が低下する
- ・皮肉、悲観的な考え方になる



このような状態が数週間続くことがありますが、大変な経験をした時に『多くの方に起こる正常な反応』です。



食事や睡眠など日常生活のリズムをなるべく崩さないようにして、ご家族同士で声をかけ合いましょう。



これらの状態は、自然に回復していくことがほとんどです。



～気分が落ち込むときや、つらい気持ちが続くときは、お気軽にご相談ください～

滋賀県立精神保健福祉センター（草津市笠山八丁目4番25号）

○電話番号：077-567-5010

○相談時間：平日 午前9時～午後4時

・匿名で相談可能です

・プライバシーには十分配慮して対応いたします



※このリーフレットは、北海道立精神保健福祉センターのリーフレットを参考にしています。



新型コロナ人権相談ほっとライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。

ひとりでかかえないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。

受付日時：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時

相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

インターネット受付：<https://www.shigajinken.or.jp/coronasoudan-guide.html>

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。

※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています(予約必要)。

※相談で得た個人情報を目的外に使用することはありません。



通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりでなやまないで電話してね

公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室 電話番号：077-527-3885 〒520-0801大津市におの浜四丁目1番14号

相談日(電話・面接相談)：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時

※弁護士相談も毎月第3木曜日におこなっています(予約必要)

新型コロナウイルス濃厚接触者の方の自宅待機について ～ 食料品支援に関するご案内 ～

自宅待機していただく濃厚接触者にあたる方を対象に、食料品を自宅にお届けします。(有料)

1. 食料品支援を利用できる方

- 保健所から新型コロナウイルス感染症濃厚接触者と診断され、外出自粛される方でご自身やご家族で食料品を確保できない方

2. 申し込み期間

- 保健所から濃厚接触に伴う外出自粛期間として指定された開始日から終了日まで

3. 支援の内容

- 食料品：パック商品(米飯、レトルト丼類、水等)

4. 支援利用方法

- 食料品支援が必要となったときは、下記のお申込フォームにより依頼してください。
- お届け時間、お届け方法の詳細は、申込フォームに記載していますのでご確認ください。

5. 食料品代金・お支払方法

- 6,000円(2～3日分セットの場合、1名分)
- 滋賀県指定の納付書を後日送付しますので、必ず自宅待機期間終了後にお支払いください。

6. 支援申込受付時間

- 申込日から2～3日

あくまで目安です。申請内容の確認のため、さらにお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

●お申し込みフォーム

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shiga-covid19-nousetsusyokuryou>



●お問合せ先

090-5905-3487 (9:00～17:00(12:00～13:00休止))

※土日祝含む

※配達には県から依頼した事業者が行いますので、氏名・住所・連絡先を事業者にご提供することになります。ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染症患者の方の自宅療養について ～ 食料品支援に関するご案内 ～

自宅で療養される方で、食料品の調達が困難な方を対象に、食料品を自宅にお届けします。

1. 食料品支援を利用できる方

- 新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅療養中で症状が出ている方のうち、インターネット等で食料の購入ができない方、家族全員が陽性かつ有症状で食料品を確保できない方
※無症状または症状軽快後24時間経過された方は、食料品の買い出し等最小限の外出は可能です。

2. 申し込み期間

- 自宅療養開始日から自宅療養終了日まで

3. 支援の内容

- 食料品: 常温保存のパック商品(米飯、レトルト丼類、水等)
※当面の食料品をお届けします。不足等ある場合は再度お申し込みください。

4. 支援利用方法

- 食料品支援が必要となったときは、下記のお申込フォームにより依頼してください。
- お届け時間、お届け方法の詳細は、申込フォームに記載していますのでご確認ください。

5. 食料品代金

- 無料

6. 配達日の目安

- 申込確認後2～3日
あくまで目安です。感染拡大期は、さらにお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

●お申込みフォーム

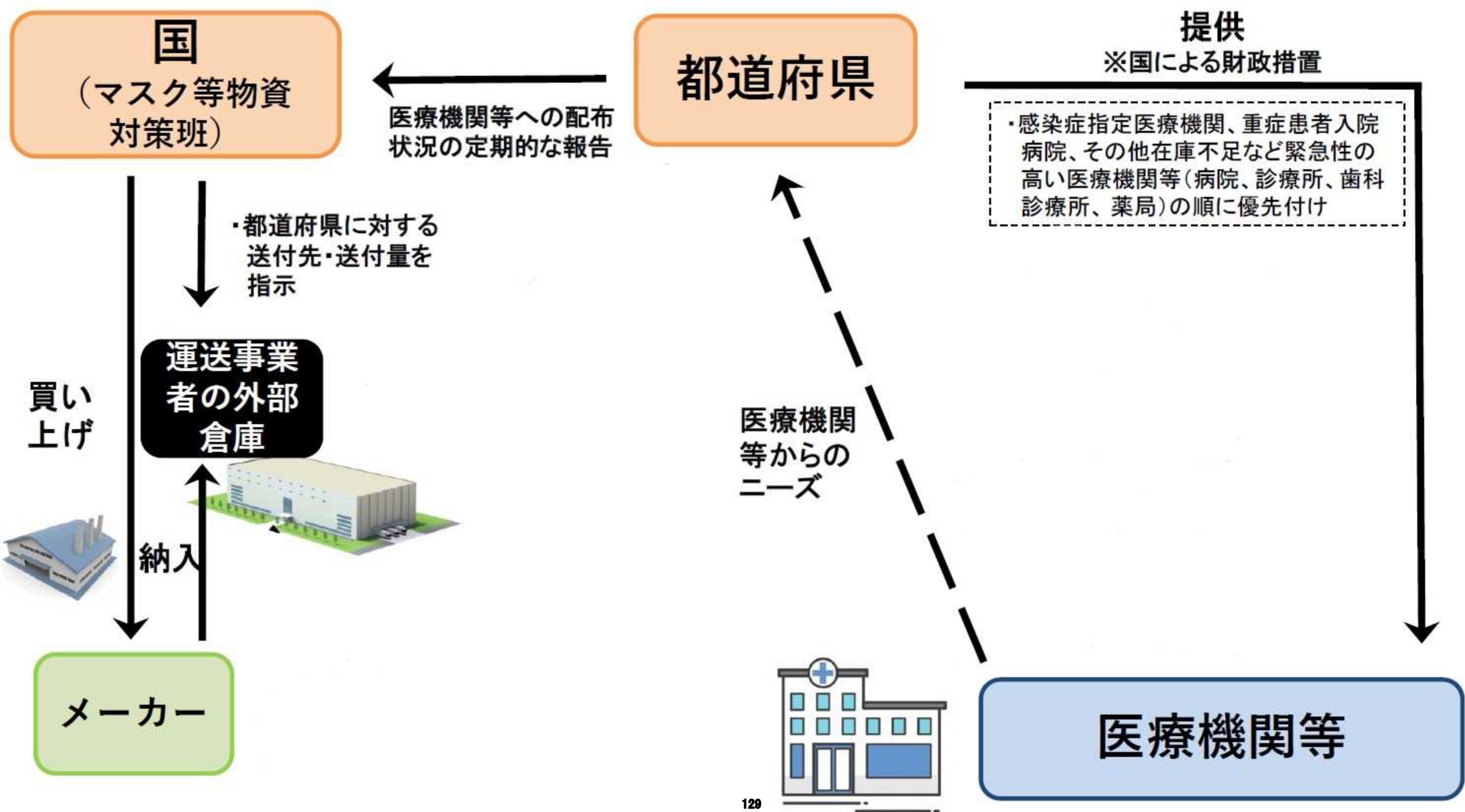
<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shiga-covid19-syokuryoushien>



●お問合せ先

090-5905-3487 (9:00～17:00(12:00～13:00休止))
※土日祝含む

※配達には県から依頼した事業者が行いますことから、氏名・住所・連絡先を事業者に提供することとなりますので、ご承知おきください。



滋賀県がんばる医療応援寄附について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、医療従事者を応援しようとする県民の思いを受け止めるため「滋賀県がんばる医療・福祉応援寄附」を創設し、医療従事者を支援した。

支援内容

- ① 医療従事者に支給する手当の一部や、医療従事者が家族等への感染を防ぐために利用した際の宿泊費用を補助
- ② 患者を移送するための車両やパルスオキシメーターを購入
- ③ マスク等の衛生資材を購入し医療機関へ配布



新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付した。

慰労金の内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、滋賀県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付
- ・ その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として5万円を給付

給付対象・給付金額

